

## 農業多様性と自由貿易

矢 口 克 也

- ① 日本政府は、WTO ドーハ・ラウンドにおいて、「多様な農業の共存」という「基本的哲学」をもって農業交渉に臨んだ。2011年12月、ドーハ・ラウンドは事実上活動を休止したが、今後の農業貿易の国際規律の策定を考慮したとき、「多様な農業の共存」という日本提案は、輸入各国にとって極めて挑戦的な課題であり大きな意味をもつ。
- ② 本稿では、社会の多様性や農業の多様性をみるに際して、戦後日本農業展開の基点と大まかな経路を確認したうえで、「社会・歴史・文化多様性」、「経済制度多様性」、「自然・生物多様性」の3つの多様性を仮説的におき、その独自性と相互関係、農業との関係について関係文献の整理をとおして概観しつつ、「多様な農業の共存」の可能性について検討する。
- ③ 「社会・歴史・文化多様性」においては、とくに人類学に着目し、家族制度を中心とする人類学的基底が世界各地域の文化的成長・政治イデオロギー・経済展開を決定していること、農地制度・農業経営形態に影響していること、そして、基底をなす家族制度も多様であることについて確認する。また、文化を否定しては豊かな経済展開は不可能であり、経済による文化の変形は文化から反撃を受けることについて述べる。
- ④ 「経済制度多様性」においては、「制度的」経済学に着目して経済社会の多様性をみると、アングロ・サクソン型、日本・韓国型、ドイツ・フランス型、北欧型、視点によってはさらに南欧型の4ないし5つの資本主義の多様性が確認され、その底流にある様々な制度が資本主義の多様性を形成していることを確認する。なかでも、資本主義以前から存在する農業は、初期条件や歴史的経路が違い、社会規範・慣習・道徳といったインフォーマルな制度との相互作用があり、かつそれらの変更は漸進的であるため、制度の移転・模倣には限界があることを確認する。
- ⑤ 「自然・生物多様性」においては、農林水産業が自然や生物資源を利用する産業であり、自然や生物多様性と深いつながりがあること、そのため里地里山、湿地としての水田の保全等が生物多様性条約やラムサール条約等国際的にも注目されてきていること、農業は生物多様性を含む自然的条件を基底にしつつ社会的条件の変化のなかで形成されてきたこと、なかでも各国・地域の「農法」は地域適合的な方式として形成されてきたことを確認する。経済的効率主義の農業への強要は、地域適合的「農法」を破壊するだけでなく、「自然・生物多様性」を損ねることも確認する。
- ⑥ 「農の営み」を取り巻く多様性、それとの相互作用のなかで形成されてきた「農の営み」や農業多様性を尊重することはごく自然なことである。大規模農業だけでなく「農業の多様な共存」が可能な規律・ルール作りが、人間社会・経済社会・自然界にとって有益なものとなる。

# 農業多様性と自由貿易

農林環境調査室 矢口 克也

## 目 次

- はじめに—農業多様性をみる視点
- I 日本農業の展開と農業多様性
  - 1 農業構造改革の可能性と限界
  - 2 農業多様性とは
- II 社会・歴史・文化多様性と農業
  - 1 家族制度と社会
  - 2 家族制度と農地制度
- III 経済制度多様性と農業
  - 1 経済制度と市場
  - 2 市場経済下の農業展開
- IV 自然・生物多様性と農業
  - 1 生物多様性と農業の関わり
  - 2 自然・生物多様性と農法
- おわりに—「多様な農業の共存」の可能性

## はじめに—農業多様性をみる視点

2001年11月から開始されたWTOドーハ・ラウンド（多角的貿易交渉）は、2011年12月のWTO定例閣僚会議において、「近い将来に全体合意することはできない」との議長総括を採択した。10年間に及んだラウンド交渉は、事実上活動を休止することになった。

休止に追い込まれた本質的な要因が何かについては今後の検討を要するが、次の点を指摘する記事は多い<sup>(1)</sup>。先進国の政治的経済的後退とは対照的に新興国の台頭、リーマン・ショックや欧州危機による全世界への大きな影響、農業合意の困難性、また、これらの要因を終息させることが可能な中心国及び中心国のリーダーシップの欠如等である。1993年12月合意のウルグアイ・ラウンド交渉時とは、社会背景が大きく変わっていたのである。

2000年3月より先行して独自に始まっていた農業交渉においては、関税の大幅引下げ等、日本農業にとっては厳しい内容の交渉が続いていた。こうしたなか、日本政府は、同年12月21日、農業の多面的機能や食料安全保障等を明確に位置付けた「WTO農業交渉日本提案」をWTO事務局に提出した。その前文において、「基本的哲学」として次のような「多様な農業の共存」を展開した<sup>(2)</sup>。

我が国の提案は、…根底に存在する基本的哲学は、「多様な農業の共存」である。

日本国民は、21世紀が、様々な国家、地域がそれぞれの歴史、文化等を背景にした価

値観を互いに認め合い、平和と尊厳に満ちた国際社会において共存すべき時代でなければならないと確信する。

農業は、各国の社会の基盤となり、社会にとって様々な有益な機能を提供するものであり、各国にとって自然的条件、歴史的背景等が異なる中で、多様性と共存が確保され続けなければならない。このためには、生産条件の相違を克服することの必要性を互いに認め合うことこそ重要である。

我が国の提案は、以上の基本的な哲学に立つものである。そして、この共存の哲学の下、

1. 農業の多面的機能への配慮
2. 各国の社会の基盤となる食料安全保障の確保
3. 農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正
4. 開発途上国への配慮
5. 消費者・市民社会の関心への配慮

の5点を追求する内容となっている。…効率を重視した画一的な農業のみが生き残り得る貿易ルールは、我が国のみならず各国にとっても拒絶されるものである。

また、我が国は、競争力のある一部の輸出国のみが国際市場において利益を得るような交渉結果を認めない。我が国は、この交渉により、各国の農業が破壊されることなく共存していけるような公平で公正なルールの実現を心から望むものである。

農林水産省はこの提案について、さらに次のような解説を行っている<sup>(3)</sup>。すなわち、「これまでの貿易交渉は、貿易の自由化・円滑化が至

(1) 『「全会一致の手法」限界』『毎日新聞』2011.12.18; 「EPA・FTAに傾斜」『日本経済新聞』2011.12.18; 「多国間貿易交渉の挫折」『朝日新聞』2011.12.19; 「自由貿易にブレーキかけるな(社説)」『読売新聞』2011.12.19; 「一括合意を断念」『日本農業新聞』2011.12.19。等。

(2) 「WTO農業交渉日本提案(全文)」農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_12\\_teian/zenbun.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_12_teian/zenbun.html)>

(3) 「『多様性と共存』の時代に資する21世紀の貿易ルールの構築を目指して」農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_17\\_info/seattle\\_04j.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_17_info/seattle_04j.html)>

上命題とされ、すべての議論は、輸出国の輸出貿易をどのように円滑にするかという観点からなされ、「現行の WTO 協定も輸入国に多大の義務を課する一方で、…輸出国側の措置に対する規律は緩やかなものとなって」いる。この路線の推進では、「輸入国の農林水産業は縮小に次ぐ縮小を余儀なくされ、…農林水産業が果たしている極めて重要な多面的・公益的機能一例えば、国土や自然環境の保全、健全な産業構造の基盤としての一次産業の確保、民族の存続に関わる食料の安定供給の確保、国家社会の基盤としての地域社会の維持などが危うく」なる。「このような事態をもたらす環境問題や資源の持続的利用などに正当な配慮を払わない貿易至上主義へのアンチ・テーゼとして」、この提案を行った。

具体的な国境措置については、各国が自然条件や歴史的背景の違いを踏まえた多様な農業の存在を認め合い、農業の社会的役割を發揮することができるようにするために、関税水準、ミニマム・アクセス、その他の措置について各国の柔軟性を確保すること（国境措置の適正水準とその漸進的かつ適正な削減）を主張している。また、国内政策の柔軟性の確保（支持のあり方、支持水準の適正化等）も提案している。

上記のような「多様な農業の共存」のあり方をめぐっては、国内外でも意見が分かれる。農業を営むコミュニティの多様なのか、農業生産そのものの多様なのか、それとも両方の多様性をさし、それらの価値の保全を求めるのか。経済のグローバル化のもとでは、輸入国は何の対策もとらなければコミュニティも生産地も崩壊する。グローバル経済のもとで肯定される農業経営は、一定の所得水準を確保した自然循環・環境保全・省エネ型の持続可能な農業経営ではなく、単なる効率経営である。このもとでは農業経営の多様性も否定されることになる。

グローバル化及びそのあり方をめぐっても意見が分かれる。自由貿易主義的な意見では、グローバル化のあり方ではなく推進上の障害の存

在が問題であり、したがってその障害や規制の緩和・撤廃をいかに速やかに実施するかが問われる。他方、保護貿易主義的な意見というよりもグローバル化のあり方そのものを問題にする意見では、上記の「農業の多様性」、食料の安定供給や多面的機能の後退が問題視される。その場合、人間社会を取り巻く「多様性」の内容について、意外に見落とされがちである。

そこで、改めてその「多様性」を問うことは大きな意味がある。また、「多様な農業の共存」をどのように実現するのか、あるいはできるのか。いま一度「多様な農業の共存」を考えてみる価値はある。ドーハ・ラウンドは休止状態になったが、農業分野における貿易の国際規律の今後を考慮したとき、日本提案の「多様な農業の共存」は極めて挑戦的な課題である。

WTO 農業交渉においては、関税化及び関税引下げ水準の交渉はあっても、関税撤廃の具体的議論はない。それは農業がその国の歴史と風土・自然条件、それらを背景とした制度を背負っており、その制度を容易に変更できないからである。まして歴史と風土・自然条件は変更できないものである。この意味では、当初より関税撤廃を前提とし、例外を認めない TPP（Trans-Pacific Partnership Agreement：環太平洋経済連携協定）は例外的との見方もできよう。FTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）や EPA（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）と比較してもその差は明らかである。

日本提案は関税自主権を背景に農業の多様性の一様化・画一化の問題を真正面から提起したものであり、その点で大きな意義があるといえよう。

本稿では、日本農業の歴史的過程、現実を確認したうえで、3つの多様性、すなわち「社会・歴史・文化多様性」、「経済制度多様性」、「自然・生物多様性」を仮説的におき、この3者の関係のなかで形成してきた「農の営み」や農業の多様性の存在について、既存研究文献の整理をとおして概観しつつ、「多様な農業の共存」の可

能性について検討する。

## I 日本農業の展開と農業多様性

### 1 農業構造改革の可能性と限界

日本は1946年の農地改革を経て、地主・小作関係は崩壊して自作農が創設された。農地改革前にも自作農は存在したが、ごく少数で大多数は小作農であった。改革後、地主制の復活を押さえ込み零細農地所有を固定化し（1952年農地法制定）、耕地の交換・分合・統合もされずに分散錯圃が存続（戦前の農地利用の枠組みをそのまま維持）することになった<sup>(4)</sup>。それでも、戦後自作農は第2次大戦後の経済発展のなかでその姿を変えた。農地面積の減少と耕作放棄地の増大、農業労働力の減少と高齢化というなかで、家族経営を基本としつつ、一部の大規模経営と圧倒的多数の兼業農業（農家）が形成されてきた。しかし、「零細土地所有・零細農耕」という農業構造には大きな変化はみられなかった。

これが戦後日本農業展開の基点と大まかな経路である。ここで、「農業構造」の意味と課題、日本農業の国際的な位置を確認しておく。

農林省時代の事務次官であった小倉武一博士は、農業構造とは、「農業経営のなかでの生産諸要素の結合関係（経営構造）、農業経営相互間の関係、農業経営と他の経済との関係を意味する。この農業構造の改善・改革のための諸手段・諸施策の体系が構造政策である」とした<sup>(5)</sup>。さらに詳しく次のようにも述べた。

「一般に農業構造といわれる場合に、問題になる事項は、(1)土地保有規模、(2)保有土地の分散度、(3)自作小作、(4)労働力、(5)生産手段、(6)土地利用、(7)生産構造、(8)マーケティング、(9)農業所得であろう。これを多少とも整理す

ると、…農業構造は、(1)土地保有、(2)労働力、(3)生産手段、(4)土地利用または生産構造と農産物市場、(5)農業所得が、どのように関連して、ある国の農業を特徴づけているか、ということである。このうち土地所有構造、労働力、生産手段を中心とするものは、狭義の農業構造または経営構造といわれる。それはわが国についていえば零細土地所有と零細農耕を特質としている。…農業生産の増大、生産性の向上のためには、この構造を改善しなければならなくなっている」<sup>(6)</sup>。

このように、日本の農業構造は「零細土地所有と零細農耕を特質」とする。零細分散錯圃の家族自作経営が多数を占め、農業生産性が低く、そのためこれを変革して農場制農業とこれを担う農業経営者を創出するところに戦後農政の大きな課題があった。農業構造政策も準備された。1961年に制定された農業基本法（昭和36年法律第127号）では、農業経営の規模拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化、農業経営の近代化等（「農業構造の改善」と総称）が追求された（第2条第3項）。

これにより農業労働力は都市部・工業部門に流出して減少し、農業の近代化（機械化・化学化・装置化・単作化）等を背景に、都市部・工業部門に流出した彼らの農地を集積した大規模経営が生み出されるはずであった。しかし、圧倒的多数は農外産業に就業し、兼業農家が生み出され、また、「零細土地所有」には大きな変化はみられなかった。

高度経済成長は生計費の上昇をもたらし、これに対応して農家は農業より有利な農外産業に就き、農業の近代化、基盤整備の進展、農業技術の発展が農作業を軽減し作物栽培を容易にし、農外就業をさらに促進した。この過程で、「零

(4) 北出俊昭『日本農政の50年—食料政策の検証』日本経済評論社、2001、pp.14-19; 暉峻衆三「戦後日本資本主義の再編成—敗戦から1950年代初頭まで」暉峻衆三編『日本農業100年のあゆみ—資本主義の展開と農業問題』（有斐閣ブックス）有斐閣、1996、pp.191-216。

(5) 小倉武一『小倉武一著作集第6巻 基本法農政を超えて』農山漁村文化協会、1981、p.310。

(6) 小倉武一『小倉武一著作集第7巻 構造問題の諸相』農山漁村文化協会、1982、p.140。

細農耕」は借地をとおして規模拡大が一定程度進み、大経営への動きがわずかではあるがみられた。しかし、農法の変革がなかったばかりか<sup>(7)</sup>、政策が意図したほどの結果を生み出したわけでもなかった。基本的に「零細土地所有・零細農耕」に大きな変化は見られなかったのである。

1980年代は農業貿易の自由化、農業上の規制緩和、関係法規の改正等が進展した。1993年12月にはウルグアイ・ラウンド農業交渉が終結し、農業の自由化はさらに進んだ。1995年には米が部分自由化され、1999年には関税化にも踏み切った。これと相まって、農業生産の停滞、農地面積の減少、農業労働力の減少と高齢化、耕作放棄地の増大、食料自給率の低下等が進んだ。

1999年には農業基本法に代わる食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)が制定され、農業経営の規模拡大・法人化、農地利用の集積、農地区画の拡大、水田の汎用化等が条文化された(第21～24条)。食料・農業・農村基本計画(5年ごとに見直し)に関連して「農業構造の展望」も示された<sup>(8)</sup>。その最新版(2010年3月)では次のように見込まれている<sup>(9)</sup>。

2020年を目途に、販売農家は2009年170万戸から111万戸程度に減少、同農家の経営耕地面積も325万ha(農地面積の約7割)から250万ha(同約6割)程度までに減少する。これが所得補償制度の導入により111万戸は121万戸程度にとどまり、うち主業農家の1戸当たり経営耕地面積は5.1haから7.7ha程度に拡大するとし、集落営農数は2009年1万3000、耕地面積49万ha(農作業受託含む)を、2020年には2

万程度、83万ha(農地面積の約2割)に増大すると見通している。日本農業の歴史を踏まえれば、この見通しは現実には困難な面をもつであろう。

次に、今日の日本農業の国際的な位置を確認しておく。アメリカやEUとは違って、日本農業は今日でも「零細土地所有・零細農耕」を基本とし、またこれを取り巻く様々な構造的難問が存在している。

日本は、人口が多い割に国土が狭く森林が多く、国民1人当たりの農地面積が少ない。日本における人口1人当たり農地面積は3.7aであるが、新大陸開拓のアメリカが59.8a、オーストラリアが243.8a、EU諸国の平均は23.9aである(すべて2005年)。また、日本における農家1戸当たり農地面積は1.1ha(1965年)から1.83ha(2007年)になったにすぎず、アメリカ181.7ha(2007年、日本の99倍)、オーストラリア3,408ha(2005年、同1,862倍)、EU16.9ha(2005年、同9倍)等に比べて相当に小規模である。<sup>(10)</sup>

日本農業が小規模である背景には、耕地の4割以上を占める効率化が困難な中山間地域や耕地の過半を占める水利施設を伴う水田の存在もある。日本には四季があり様々な作物栽培可能な面があるが、夏に繁茂する「雑草と害虫との戦い」や零細分散錯圃があり、その管理上からの規模拡大の限界感という点もある。水稲にとって最優等地で行われるアメリカ水田農業<sup>(11)</sup>(平均120ha、カリフォルニア・短粒種636kgの大規模高反収)とは雲泥の差があるといえよう。

このように、「生産量及び自給率の推移、農業所得、地形等からみた農業の国際競争力の

(7) 矢口克也「農法的視点からみた水田農業再構築の課題」『レファレンス』727号, 2011.8, pp.31-54.

(8) 第1回及び第2回の「農業構造の展望」については、「食料・農業・農村基本計画関係資料」『農林法規解説全集—農政編1』大成出版社, 1999, pp.475-478, 581-587.

(9) 「農業構造の展望」に関しては、「新たな食料・農業・農村基本計画」農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/index.html](http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html)>

(10) 「平成20年度食料・農業・農村白書全文」pp.9, 74. 農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/h20/zenbun.html](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h20/zenbun.html)>

弱さ、すなわち地球的規模からみた我が国農業の条件不利地域的状況<sup>(12)</sup>、別の表現をすれば、「EUの基準で判断すれば、日本列島全体がLFA [Less-Favoured Areas: 条件不利地域一筆者] となる<sup>(13)</sup>」状況がある。これが日本農業の国際的位置なのである。

上記の農業構造を、たとえばEU水準の経営規模に引き上げるだけでも多くの困難が伴う。日本を含む東アジアは、モンスーン気候のもとで「水田および畑における多毛作体系が農法の基本として成立していた<sup>(14)</sup>」とされ、食料生産力・人口扶養力が高く、その「農法的個性と歴史の重みに妨げられて」、農地は小規模なまま近代にそして今日に持ち越されており、東アジア農業及び日本農業は「構造政策不能地域」との見方もあるほどである<sup>(15)</sup>。

「日本農業では（集落営農はむろん）個別大経営といえどもムラ農業であり、『生産／経営合理性』を主軸に論点を構成できる西欧とは異なる、『社会の問題（農村社会にとっての合理性）』として対処すべき農業なのである<sup>(16)</sup>。したがって、欧米のような構造政策を導入できないし、「零細土地所有・零細農耕」を解消していくには自然・社会条件を考慮した「日本型構造政策」が必要であり、そして十分な時間も必要だとの認識が一般的である。

各国各時代によってその社会構造も変容のあ

り方も違い、その違いを世界一様にするには困難であると同様に、農業展開の初期条件も歴史的経路も違う農業を、すべて新大陸型農業と同じような大規模農業にすることは不可能である。仮に「農産物市場」を欧米市場と同じにして規模拡大を図ろうとしても、「農産物市場」以外の市場条件及び市場条件以外の様々な制度・慣習の変更・同一化は進まず、規模拡大も現実には不可能である。むしろ市場条件も含めて違いを認め合い、可能なところで改善しあうというのが自然であり現実的である。

## 2 農業多様性とは

社会および農村地域社会における多様性をみる場合、冒頭でも述べたように、仮説的に「社会・歴史・文化多様性」、「経済制度多様性」、さらに2つの多様性の基礎・基底ともいべき「自然・生物多様性」という3つの多様性とその相互作用により社会は成り立つものとして、社会の「多様性」を指定する。指定の背景には、一般的に理解されている「資本主義的多様性」・「文化多様性」・「生物多様性」の重要性という認識がある。

これら3つの多様性とその相互作用は、農村地域（「場」）における「農の営み（農村の暮らし）」をとおして「農の独自性」を形成し、その独自性は多様性をもつ。ここでの「場」とは、社会

(11) 矢口芳生『食料戦略と地球環境』日本経済評論社、1990、pp.75-92; Katherine Baldwin et al., *Consolidation and Structural Change in the U.S. Rice Sector*, RCS-11d-01, April 2011. <<http://www.ers.usda.gov/Publications/RCS/2011/04Apr/RCS11D01/RCS11D01.pdf>>; Economic Research Service, United States Department of Agriculture Website. <<http://www.ers.usda.gov/Browse/view.aspx?subject=CropsRice>>

(12) 矢口芳生『食料と環境の政策構想』農林統計協会、1995、p.224.

(13) 藤谷築次・朝倉裕貴「日本農業の基礎条件の質・量の見極め」藤谷築次編著『日本農業と農政の新しい展開方向—財界農政への決別と新戦略』昭和堂、2008、p.156.

(14) 田中耕司「作付体系研究から日本農業の永続性を考える」『日本農業の永続可能性をめぐる一主として水田農業について』（日本農業研究シリーズ No.15）日本農業研究所、2009、pp.225-239.

(15) 野田公夫「現代農業革命と日本・アジア—人・土地（自然）関係の再構築にむけて」野田公夫編『生物資源問題と世界』（生物資源から考える21世紀の農学 第7巻）京都大学学術出版会、2007、pp.207-237; 同様の認識にたつものとして、盛田清秀「農地制度改革に関する考察—改革の必要性和背景、その具体策を考える」『食品経済研究』37号、2009.3、pp.33-48. がある。

(16) 野田公夫「農業構造政策の類型論的検討」『2011年度日本農業経済学会大会報告要旨』2011、pp.S10-S30.

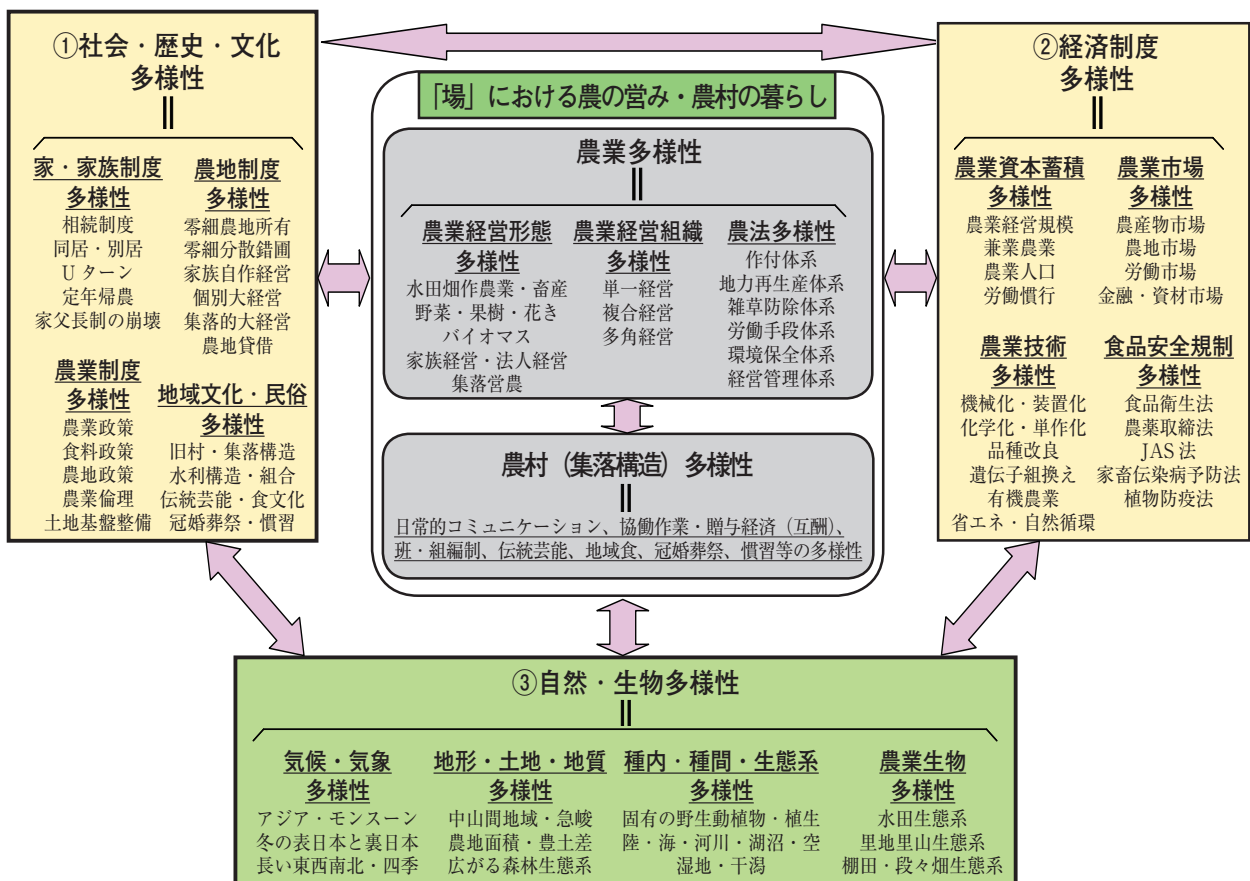
の一部を形成している共有財産としての農村という「地域コミュニティ」と、食料供給としての「生産地・農業」である。この2つは密接不可分である。

日本の農業を想定すれば、「場」において形成される「農の独自性」は、図1のような構図のなかにある。①「社会・歴史・文化多様性」のなかには、家・家族制度、農地・農業制度（水田農業はこの構造と一体的な水利・集落構造を含む）等の社会・歴史・文化的条件、②「経済制度多様性」のなかには、資本蓄積条件や市場条件、農業技術条件等を背景とした農業経営規模、農業労働力の存在構造等の農業経済的条件、③「自

然・生物多様性」のなかには、気候や地形・土地、生態系多様性などの自然条件、といった側面がある。「農の営み」や農業は、これらの多様性・基礎条件に着目すること、とくに気候・土地条件に注意を払うことが必要である<sup>(17)</sup>。

今日のようなグローバル経済の下では、経済財として食料・農産物も他の商品と同様に、②のなかでも「農産物市場」=安価が第一義的になりやすく、例外なく世界一様にすべく、農業分野も市場開放・関税化等が追求されがちである。現に農業貿易の自由化が絶え間なく主張され、実施されてきた。しかし、農業の場合「農産物市場」の制度を変えても、②の他の条件や

図1 農業多様性の形成（日本）



(出典) 人類学、「制度的」経済学、農業経済学、農村社会学、生物多様性論等の関係文献をもとに、日本及び日本の農村社会を想定して筆者作成。

(17) 農業の基礎条件について、「その国の農業形態（作目構成および農業構造＝担い手構造）と農業生産力ないし総産出額を基本的に規定する条件」とし、「農業の基本条件」（自然的条件、土地基盤条件、農業労働力確保条件）と技術・市場条件などの規定条件の2つがあり、なかでも土地基盤条件が重要であるとする見解もある（藤谷・朝倉 前掲注(13), p.152.）。



①及び③の条件の変更を必要とし、その変更は不可能もしくは相当の時間を要する。

そもそも農業（第1次産業）は、人間が自然に働きかけて農産物採取を営む産業であり、また暮らしの一部でもあることから、農業を含むより広い枠組みとしての「農の営み」という表現がより適切と考えられる。「農の営み」について、宇沢弘文・東京大学名誉教授は次のような認識を示される。「農の営みというとき、それは経済的、産業的範疇としての農業をはるかに超えて、すぐれて人間的、社会的、文化的、自然的な意味をもつ。農の営みは、人間が生きてゆくために不可欠な食糧を生産し、衣と住について、その基礎的な原材料を供給し、さらに、森林、河川、湖沼、土壌のなかに生存しつづける多様な生物種を守りつづけてきた。それは、農村という社会的な場を中心として、自然と人間との調和的な関わり方を可能にしてきた。どの社会をとってみても、その人口のある一定の割合が農村で生活しているということが、社会的安定性を維持するために不可欠なものとなっている」<sup>(18)</sup>。

この「農の営み」がどのような社会・歴史・文化を創りあげ、また創りあげてきたものを背景として、どのような経済制度のもとで、どのように自然・生物に働きかけてきたかが問題である。社会・歴史・文化、経済制度、自然・生物の3者との関係をもつ「農の営み」は、地域によって異なる多様な「かたち」をもち、この「まだら」の総体としての日本があり、世界がある。

3つの多様性は相互に作用しあい、適合し進化・退化し、固有の地域社会システム（社会生態的総体）を形成・平衡し、さらに新しい要素が加わり社会は再び形を変えて平衡するという進化平衡・退化平衡の繰り返しのなか、長い時間をかけて今日の多様な地域社会・「農の営み」を形成してきた。日本を想定すれば、図1のような複雑な多様性をもつのである。したがって、

①②③のいずれかに変更があれば、変更に伴う反作用や新たな補完関係を生み、その調整がつかなければ変更は定着しないし、「農の営み」も混乱する。

「農の営み」は農業経済の営み（農業多様性）だけではなく、暮らし・生活そのものである。グローバル化を背景に、②「経済制度」のなかの「農産物市場」のみを変更しただけでは（変更の最大の狙いは市場規制解除と規模拡大）、他の多様性や「農の営み」は変わらない。変えれば他の要素の相互補完関係にも大きな影響が生じ、平衡には相当の時間を要する。

さらにいえば、経済そのものは目まぐるしく変化するが、「経済制度」はこれにすぐには対応しない。「経済制度」以上に変わりにくいの「農の営み」であり農村の暮らし・生活である。また、「経済制度」は相対的に速い速度で変化、変遷するが、「社会・歴史・文化」、「自然・生物」は「経済制度」の変化の速度とはなかなか並行できない。国・地域によっても速度は異なる。これを世界もしくは一国において、一律に徹底することはさらに至難である。

「制度」を変更するためには3つの条件を満たす必要がある。すなわち、新たな制度・システムが望ましい性格であること、新たな制度が相互補完的で安定的であること、社会的に制度変革への一致した協同行動が可能なること、これら3つの条件である。これら条件が未熟なもとでの制度変更は、その反作用・未定着を考慮しなければならない。

以下では、図1にそって、「社会・歴史・文化多様性」、「経済制度多様性」、「自然・生物多様性」の3側面と「農の営み」とくに「農業多様性」の関係について述べる。結論からいえば、図1の「農産物市場」が開放されてこの変更があった場合、これに関連する他の諸制度、他の多様性は変更を迫られるが、その変更とその後の安定は困難を極めるであろう、ということ

(18) 宇沢弘文『社会的共通資本』（岩波新書）岩波書店，2000，p.67.

ある。3つの「多様性」・「農業多様性」を尊重してこそ社会の安定は保たれるといえよう。

## II 社会・歴史・文化多様性と農業

### 1 家族制度と社会

人間社会における「多様性」を論じようとするれば、避けておれない著作がある。大きな社会的影響を与えた、エマニュエル・トッド『世界の多様性』である。この著作は、「近代化の段階を通して、農民家族の構造の多様性が、イデオロギー的な選択における多様性を引き出してきた」<sup>(19)</sup>ことを確認したものである。すなわち、世界各地域の文化的成長、政治イデオロギー、経済展開を決定しているのは家族制度を中心とする人類学的基底である、というものである。

「イデオロギーの領野は、どこでも家族システムを知的な形式に転写したものであり、基礎的な人間関係を統御している根本的な価値—例えば自由、平等、そしてその反対物—を社会的レベルに転換したものである。各家族タイプには、ひとつのイデオロギーだけが対応している」<sup>(20)</sup>。一覧表にまとめれば、表1のように整理できる。まさに、社会及びその発展は多様であり、その基本軸に家族制度がある。

この表からいえることは、「いかなる規則、いかなる論理とも関係なく地球上に散らばっているように見える諸家族構造の配置が示す地理的な一貫性の欠如は、それ自体ひとつの重要な結論なのである。…家族システムとは、情緒的なものであり、理性の産物ではない。それはいくつもの小さな共同体のなかでなされた個人的な選択を経て何世紀も前に偶然に生まれ、次い

で部族や民族の人口増加とともに広がり、単純な慣性力によって維持されたものである。…普遍主義的なシステムが人類学的な特殊性に由来することを示した。…このような人類学的解釈によって、政治・宗教思想において普遍的とされているものの特殊性を明らかにし、特殊とされているものの普遍性を理解することができるのである」<sup>(21)</sup>。

このように、世界の政治イデオロギーや経済展開の社会的現象を単一ではなく、多元的多様な現象として理解しようとするものである。トッド博士の人類学的基底からみれば、共産主義も新自由主義もイデオロギー現象のひとつにすぎないのである。「なぜこのような多様性があるのだろうか。それは自らの人類学的な基底の上に築かれたそれぞれの国が、固有の家族的価値をイデオロギー的な形で表現しているから」<sup>(22)</sup>である。

経済と文化の関係について、トッド博士は次のように指摘する。各家族システムの成長を、経済的現象としてみるのは「視野狭窄的な捉え方」である。最初は非物質的、文化的な成長が「心性の革命のかたちをとって進行する。それはまず識字率の向上として現れる。…次にそれは死亡率と出生率の低下として現れる。…第三段階で成長は、ようやく工業製品の製造による物質的な富の増加として現れる。…工業化は成長プロセスの全体から見れば小さな一部分に過ぎず、物質的であるよりはより知的なレベルで進む成長プロセスの総体のなかでは重要ではあるが、論理的には二義的なものに過ぎないのである。…文化的な革命は、経済的な成長に時間的に先立つ自立的な社会現象として理解される必要がある」<sup>(23)</sup>。

(19) エマニュエル・トッド (荻野文隆訳) 『世界の多様性—家族構造と近代性』 藤原書店, 2008, p.18. (原著名: Emmanuel Todd, *La diversité du monde: Structures familiales et modernité*, 1999.)

(20) 同上, p.56.

(21) 同上, pp.292-293.

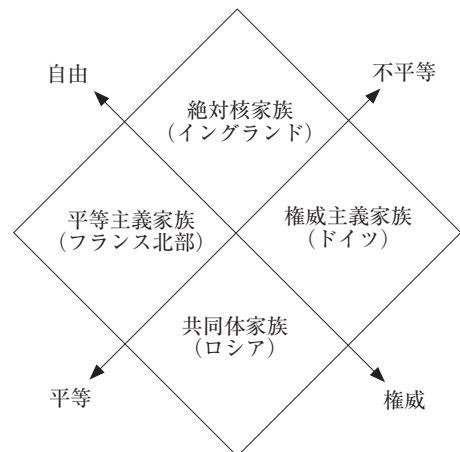
(22) 同上, p.54.

(23) 同上, pp.298-299.

表1 世界の家族類型と特徴及び社会的反映 (エマニュエル・トッド博士の分類)

家族類型	典型地域	家族構造の構成要素 (特徴)				社会的反映	
		女性の地位	親子関係 (権威)	兄弟関係 (平等)	近親相姦のタブー	文化的潜在力	イデオロギー形態
権威主義家族 (直系家族)	〈特徴〉：相続上の規則により兄弟間の不平等を定義 (全財産を1人に相続)、結婚後の相続子供と両親の同居、兄弟の子供同士の結婚僅少か無 〈関連する地域〉：ドイツ、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、ベルギー、ボヘミア、スコットランド、アイルランド、フランスの周辺地域、スペイン北部、ポルトガル北部、日本、韓国・朝鮮、ユダヤ、ジブシー						
	ドイツ	双系制	縦型	不平等	外婚制強い	非常に強い	自民族中心主義的権威主義
	日本	双系制	縦型	不平等	弱い規制	非常に強い	自民族中心主義的権威主義
絶対核家族	〈特徴〉：明確な相続上の規則無 (遺言での相続多)、結婚後の子供と両親の同居無、兄弟の子供同士の結婚無 〈関連する地域〉：アングロ・サクソン世界、オランダ、デンマーク						
	イングランド	双系制 (母系偏差)	非縦型	無関心	外婚制強い	中位 (+)	自由主義的個人主義
平等主義核家族	〈特徴〉：相続上の規則により兄弟間の平等を定義、結婚後の子供と両親の同居無、兄弟の子供同士の結婚無 〈関連する地域〉：フランス北部、イタリアの北部と南部、スペインの中部と南部、ポルトガル中部、ギリシャ、ルーマニア、ポーランド、ラテン・アメリカ、エチオピア						
	フランス北部	双系制 (父系偏差)	非縦型	平等	外婚制強い	中位	平等主義的個人主義
外婚制共同体家族	〈特徴〉：相続上の規制により兄弟間の平等を定義、結婚後の息子と両親の同居、兄弟の子供同士の結婚無 〈関連する地域〉：ロシア、ユーゴスラヴィア、スロバキア、ブルガリア、ハンガリー、フィンランド、アルバニア、イタリア中部、中国、ベトナム、キューバ、インド北部						
	ロシア	父系制 (弱い)	縦型	平等	外婚制強い	中位	共産主義
	中国	父系制 (中位)	縦型	平等	外婚制強い	中位 (-)	共産主義
	インド北部	父系制 (強い)	縦型	平等	外婚制強い	弱い	不確定
アノミー家族	〈特徴〉：兄弟間の平等不確定 (相続上の平等規則は理論的だが実際は柔軟)、結婚後の子供と両親の同居は理論上拒否だが実際は受入れ、血縁結婚は可能で頻繁 (→無規範・無規則家族) 〈関連する地域〉：ビルマ、カンボジア、ラオス、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、マダガスカル、南アメリカのインディオ文化						
	タイ	双系制 (母系偏差)	非縦型	無関心	弱い規制	中位 (+)	概念的に曖昧 (イデオロギー的アノミー)
	中央アメリカ	双系制 (父系偏差)	非縦型	無関心	弱い規制	中位 (-)	概念的に曖昧 (イデオロギー的アノミー)
内婚制共同体家族	〈特徴〉：相続上の規則により兄弟間の平等を定義、結婚後の息子と両親の同居、兄弟の子供同士の結婚頻繁 〈関連する地域〉：アラブ世界、トルコ、イラン、アフガニスタン、パキスタン、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、タジキスタン						
	アラブ世界	父系制 (強い)	非縦型	平等	父方平行イトコとの選好婚	弱い	イスラム
非対称型共同体家族	〈特徴〉：相続上の規則により兄弟間の平等を定義、結婚後の息子と両親の同居、兄弟の子供同士の結婚禁止 (異性の兄弟姉妹の子供同士の結婚奨励) 〈関連する地域〉：インド南部						
	タミルナドゥ (インド南部)	父系制 (弱い)	縦型	平等	非対称婚	中位	カースト制度 + 共産主義
	ケララ (インド南部)	母系制	縦型	平等	非対称婚	強い	カースト制度 + 共産主義
アフリカ型諸家族システム	〈特徴〉：家族グループの不安定、複数婚						

(注) 本表の家族類型は右図のとおり、自由と平等の2つの原理を、それぞれ2つの相対立する価値 (「自由/権威」=親子間と「平等/不平等」=兄弟間の2つの軸) により家族類型を分類。「自由・権威」は、子どもが結婚後家族を築くために家を出るような個人の独立を重んじる場合「自由主義」的なモデルとし、結婚後も親とともに生活を続け拡張された家族集団のなかで縦の繋がりを形成する場合「権威主義」的なモデルとする。また、「平等・不平等」は、親の財産が分割される場合の相続は兄弟間の「平等」な関係とし、ひとり以外が排除される場合の相続は「不平等」理念を受け入れているとする。これにより家族システムは4分類され、その特徴から次の表現が用いられる。すなわち、「世代同士が無視し合うための絶対的な規則である相続権を剥奪する可能性を認めている核家族」を絶対核家族、「同居の拒否が相続の平等主義的原理を伴っている場合」を平等主義家族、「息子と父の密接な相互関係によって組織されている直系家族」を権威主義家族、「家長制家族という用語は、兄弟の連帯が無視されており、父-息子の関係しか想起されない」場合を共同体家族。さらに、「内婚制」(近親相姦)の強弱を組み合わせると、7つの家族類型 (アフリカを加えれば8類型) となる。(出典)エマニュエル・トッド (荻野文隆訳)『世界の多様性—家族構造と近代性』藤原書店、2008。をもとに筆者作成。



ここで注目したいのは、識字率や出生率といった「文化的な諸変数の自立性を確認し、国民総生産、国民一人当たり生産額、天然資源およびエネルギー生産高といった経済的指標に対しての独立性を確認すること」であり、「文化的な運動が成長のブレーキでも副次的な構成要素でもなく、燃料そのものであるということである」<sup>(24)</sup>。だから、「…経済的な近代化は、固有であるとともに一般的な成長の図式を生み出すことにはならない。どこでも都市化、工業化は古くからの人類学的な習慣、都市と労働についての態度という堅固な慣習によって形作られ、導かれている。識字率という中心的で根底的な指標によって定義される軌道にそって各国のモデルは作り出される」<sup>(25)</sup>。

トッド博士によれば、「文化」を否定してしまっただけでは経済の発展と展望は見出せないのであり、「文化」は多様な経済発展の原動力となる。その「文化的潜在力を生み出す」要素は、家族システムがもつ「親の権威の力と女性の地位の2つ」であるとする<sup>(26)</sup>。

今日の経済と文化の関係について、やや違った角度からみる佐伯啓思・京都大学教授の指摘も借りておこう。

社会が政治・経済・文化という3領域の複合であるとするならば、経済発展やそのグローバル化は「標準化と平準化の運動」であり、「コミュニティという共有された空間を維持する方向には作用しない」どころか、「本来は相対的に独自の体系であった各地域の社会構造や文化に画一化と混乱と相互作用をもたらしている」。「グローバル化は、文化の持っていた体系性や一貫性、歴史性に対する挑戦」であり、「文化シス

テムは本質的に局所的なものに依存し、それ自体の歴史的で場所的な制約の中における体系性をもっている」。そのため、経済発展は「特定の文脈的制約を持った文化的な制約に抗して、これを變形しようとし、またそれと同時に文化によって反撃を受ける」。<sup>(27)</sup>

ここにグローバル市場社会の「文化的矛盾」をみる。すなわち、グローバル化により「われわれの活動を意味づけ、それを組織するための価値を与える『文化的確信 (cultural confidence)』が見失われ…、共通の価値にコミットしているという『文化的確信』が失われれば、他人や組織に対する『社会的信頼』も失われ、…生を意味づける『確信の喪失』は、まさにケインズが述べたように、生産や企業の投資を縮小させ、消費を減退させ、経済を停滞へと導く」のである。<sup>(28)</sup>

佐伯教授は、新自由主義者の「自由」や経済活動の「自由」が、「個人の活動領域の解放と拡張」により文化価値まで解体して「生の意味や意義づけを困難にしてしまう」ため、「価値システムに一貫性と体系性を与える文化の『防衛』を不可欠とする」が、自由な「活動に意義を与える集団的な価値への参与」を欠落させた「今日のグローバルな市場社会は、おそろべき意味喪失 (ニヒリズム) へゆっくりと沈み込んでゆくことはまちがいない」<sup>(29)</sup>という。経済はいち早く変化するが、文化はそれに直ちに対応しないだけでなく、社会の崩壊にもつながるとしているのである。

なお、文化と貿易との関係については次の指摘も注目される。ユネスコの「文化多様性に関する世界宣言」(2001年11月第31回ユネスコ総会

(24) 同上, p.304.

(25) 同上, p.496.

(26) 同上, pp.498-500.

(27) 佐伯啓思「グローバル市場社会の〈文化的矛盾〉」佐伯啓思・松原隆一郎編著『〈新しい市場社会〉の構想—信頼と公正の経済社会像』(ライブラリ 社会科学のヴィジョン1) 新世社, 2002, pp.4-34.

(28) 同上, p.46.

(29) 同上, pp.45-47.

で採択)、「文化多様性条約」(2005年10月第33回ユネスコ総会で採択)に関連して、日本の文化審議会文化政策部会(2004年9月)では次のような認識を示している<sup>(30)</sup>。

「文化の多様性は、生物種の多様性が自然にとって不可欠であるのと同様に、人類共通の遺産であり、それを守り、将来の世代に伝えていく必要がある。この意味で、文化多様性の保護は、文化国家日本の一つの指針とならなければならない」。経済の「効率性や合理性だけでは測ることのできない文化の厚みが、長期的にみて、一国の存在意義を高め、世界の発展に貢献するもの」であり、また、棚田や里山のような「地域の歴史や風土との関わりの中ではぐくまれてきた景観(文化的景観)を文化財として位置付け」、それを「単体として点的に捉えるだけでなく、その周辺環境を含めて面的に把握する」ことが重要であるとする。いうまでもないが、文化の基礎には少なくとも農業があり、農業は生物多様性とも深い関係がある。

トッド博士に戻ろう。人類学的基底と経済展開(資本主義)の特徴についていえば、次のような違いがあるとする。「絶対核家族」的・個

人主義的性格を基盤とするアングロ・サクソン型資本主義(自由貿易主義)は、短期的要素、直接的利潤、無統制的な消費を特徴とするのに対し、ドイツや日本のそれは直系家族的心性と価値観を基盤としており、社会的団結、長期的な要素、技術的進歩、労働力の安定性を重視する<sup>(31)</sup>。トッド博士は、人間社会の多様なあり方(多様な家族制度)をもって、多様なリズムで成長・運動する人間社会・経済社会としてとらえようとする。

さらにトッド博士は、家族構造のなかで培われた風土・文化・心性は、学校や企業等の社会の組織や制度等に現れるとも指摘している<sup>(32)</sup>。すなわち、仕組みや慣行が法律や権力による強制によって生まれ維持されているわけではなく、当事者が何らかの合理性をもつために「制度」(仕組みや慣行)として成立しているという。

このような点を踏まえれば、かつての企業の「日本的経営」、農業の家族経営はその所産ともいえよう。日本のバブル経済破綻から急速に後退した「日本的経営」は、「絶対核家族」のアングロ・サクソン世界の経営方法への変更ではなく<sup>(33)</sup>、「日本的経営」の弁証法的発展の方向<sup>(34)</sup>

(30) 「文化審議会文化政策部会 文化多様性に関する作業部会報告—文化多様性に関する基本的な考え方について」文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/laramasi/10\\_bunkaseisakubukai\\_siryoku2-2.html](http://www.bunka.go.jp/laramasi/10_bunkaseisakubukai_siryoku2-2.html)> なお、ユネスコ等の文化多様性に関しては、寺倉憲一「持続可能な社会を支える文化多様性—国際的動向を中心に」『持続可能な社会の構築—総合調査報告書』(調査資料2009-4)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010, pp.221-237. が参考になる。

(31) エマニュエル・トッド(石崎晴己訳)「EUの将来と日本の役割—国際紛争に直面して」『環』vol.12, 2003 Winter, pp.78-100 (とくに pp.91-99)。

(32) エマニュエル・トッド(石崎晴己訳、IIは共訳)『新ヨーロッパ大全(I・II)』藤原書店, 1992・1993。(原著名: Emmanuel Todd, *L'invention de l'Europe*, 1990.) 本書は、トッド 前掲書『世界の多様性』に収録された「第3惑星—家族構造とイデオロギーシステム」(1983)をさらに西ヨーロッパを対象を絞って精緻な検証を試みたものである。結果的に「第3惑星」の正しさを裏付けることになった。

(33) たとえば、中谷巖『資本主義以後の世界—日本は「文明の転換」を主導できるか』徳間書店, 2012. トッド博士の論にしたがえば、ドイツや日本は直系家族的心性と価値観を基盤として、社会的団結、長期的な要素、技術的進歩、労働力の安定性を重視するというが、確かに日本的経営は信頼を基礎にした長期継続的取引関係を重視し、終身雇用・年功賃金・企業別労働組合といった雇用関係、系列取引・メインバンク制等をもって競争力を発揮していた。しかし、中谷博士によれば、冷戦終結後、構造改革の名のもとに対日要求が強くなり、こうした日本的経営はことごとく切り崩され、「官僚つぶし」、「銀行つぶし」も行われて競争力を失ったとされる。

(34) たとえば、田坂広志『目に見えない資本主義—貨幣を超えた新たな経済の誕生』東洋経済新報社, 2009. 田坂博士は、日本資本主義の根底にあった「日本型経営」の価値観はなくなっておらず、今日の状況にあったかたちで弁証法的に発展させるべきであるし、実際そうした展開がみられるとしている。

もあったのではないか。「日本的経営」・日本の経済システムを、アングロ・サクソンの視点からみる一元的な評価（日本特殊論）が客観的なかどうか、むしろ、たとえば比較制度分析の視点から多元的価値観に基づく冷静な経済システムの評価が求められるのではないか<sup>(35)</sup>。人類学的基底と経済との関係からは、以上のような新たな課題を提起することができる。

農業経営も日本の家族システムに適合的な、もしくはそれを尊重した発展方向、すなわち家族自作経営、家族経営を基礎とした地域農業経営が自然なのかもしれない。次に家族制度と農地制度との関係を見ることにする。

## 2 家族制度と農地制度

トッド博士の考察は、農業の世界にも及ぶ。トッド博士は、「人類学的基底」としての家族制度、そして副次的に農地制度に着目し、ヨーロッパ地域を対象に、家族制度と農地制度との関係を分析した結果から次の点を指摘する<sup>(36)</sup>。

ヨーロッパの歴史をみると、少なくとも1500～1900年の期間、安定性をもち変化のない家族制度と同様に農地制度がある。ただし、20世紀に入ると農業機械化等が進展し、農業賃金労働者の減少と家族経営の増大という、伝統的農地制度の型（大規模経営と家族農場という二大類型）に変化がみられた。

このような変化はあっても、家族制度と農地制度との間には「類縁関係が見出され」（必然的・不可避的な一致ではない）、次のような家族型と4つの農地制度（大規模経営、自作農制・小作制・分益小作制の3つの家族経営、計4つの農地制度）の関係が指定できるという（家族制度は表1参照）。「4つの家族制度のそれぞれは、それが有する諸価値と慣習行動によって、4つの農地

制度のいずれか一つに対して理想的な運行条件を提供している」<sup>(37)</sup>とともに、家族制度と農地制度との間に相当程度の自立性もあるとする。

なお、大規模経営とは農業賃金労働者を雇い入れるものであり、自作農制とは自らが土地を所有して耕作するものである。また、小作制とは耕作用具を所有し、地代を金銭支払いとするもので、分益小作制とは耕作用具を所有せず、地代を収穫高に対する比率の現物固定支払いとするものである。

まず、大規模経営の場合は、賃金制度によって家族構造と農業生産組織が切り離される点をおさえておく必要がある。

「直系家族」と自作農制は、最も明瞭な絆で結ばれており、世襲財産を一括して直系子孫に譲渡するという原則が最大限の存続条件を作り出す。また、家族の小作権が代替わりに更新されることも多く、小作制とも両立する。直系家族の地域はほとんどすべて自作農地域であるが、自作農地域がすべて直系家族地域であるわけではない。

「平等主義核家族」は、大規模経営に理想的な運行の環境を提供する。親族集団の細分化、世帯と子の流動性等により労働市場（賃金メカニズム）が成立しやすく、平等主義的相続規則は農業労働者に適合する。しかし、大規模経営は平等主義核家族でなくとも存在することができるが、大規模経営は共同体型の大家族制度とは両立が難しい。

「共同体家族」は、分益小作制にとって不可欠な人類学的環境（最大限の労働力の集結）を可能にする。共同体家族が支配的立場にある地域は、分益小作制がしばしば支配的立場にある。共同体家族は自作農と両立はする。

「絶対核家族」は、小作制の伸張に有利に働く。

(35) たとえば、岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』（シリーズ現代経済研究6）日本経済新聞社、1993；青木昌彦『経済システムの進化と多元性—比較制度分析序説』東洋経済新報社、1995。

(36) エマニュエル・トッド（石崎晴己訳）『新ヨーロッパ大全（I）』藤原書店、1992、pp.96-114。

(37) 同上、p.102。

流動的な農村労働市場の運行と賃金制度の定着を可能にするため、大規模経営とも両立可能である。

以上の点からいえることは、「農地制度の考え方そのものが、しばしば家族の領域から引き出されたイデオロギー的価値の適用を前提としている」<sup>(38)</sup>が、単なる反映ではなく、農地制度と家族制度との間には相当程度の自立性もある、ということである。また、アングロ・サクソン世界の「絶対核家族」やフランス北部の「平等主義核家族」は、大規模経営と極めて相性がいいという点であり、欧米が農業交渉において農業経営の効率化・大規模化と市場開放を主張する「背景」を垣間見ることができる。

ただし、EU 内部には「ドイツとスイスを中心とするヨーロッパの中心軸があり、それは非常に日本的」<sup>(39)</sup>であり（表1参照）、同じようにフランス南部内陸部、スペイン北部も含め「直系家族」地域であり<sup>(40)</sup>、これと相性のいい家族自作農業経営が多数存在している。これらの地域は、「直系家族」の日本の家族自作農業経営と共通している。このように家族・農地制度における EU 内部の差異及び日本との共通性という点は興味深い。

「直系家族」と農業のあり方の関係についても、トッド博士は言及している。アジアについて指摘した部分を紹介する。表1にみる「縦型家族システム（日本、中国、韓国、ベトナム）」の「権威主義的なニュアンスの家族システムでは、農業経営における世代間の協力がより高い人口密度の実現を可能にする。…労働の強度が重要な媒介変数となるのである。家族の規律から労働におけるより大きな強度が得られ、様々な人的投資を可能にする。それらは場所に応じて、灌漑、肥料、耕作地の開墾、高温多湿地域におけ

る多毛作といった多様で相互補完的な形態をとる。このような集約的な農業技術の逆説は、早くから人口の増加、人口密度の上昇を可能にするが、個人の生活水準を上げるものではない…。農村地域で幾世代もの同居を避けがたいものとする縦型の家族構造は、それ自体に集約農業の実現のために欠かせない土地への執着という理想を抱えている」<sup>(41)</sup>。

この点は、後述する「自然・生物多様性」のなかの農法のあり方にも重なる部分がある。労働集約度の高い東南アジア・東アジアの「中耕除草」農業との共通性が興味深い。これについては後にふれる。

人類学的基底としての家族制度が、社会的反映としてのイデオロギー形態等を説明したこと、また、農地制度、農業形態も類縁的な関係があることについても興味深いものがある。トッド博士の見方に立てば、少なくとも家族制度の多様性は、社会的に反映されるイデオロギー形態等の発現のあり方、農業のあり方等を多様なものとし、これを一様・画一に強要することは非常に不自然であるといえよう。また反対に、アングロ・サクソンの自由貿易主義等のイデオロギーの強要は、家族制度をはじめ他の多様性との軋轢を激しいものにするであろう。

### III 経済制度多様性と農業

#### 1 経済制度と市場

産業・金融資本はグローバル化しているとはいえ、国によってその存在のあり方、資本蓄積のあり方も異なり、経済社会は多様性をもつ。たとえば、経済地理学者のデヴィッド・ハーヴェイによれば、資本主義はその進化の軌跡の

(38) 同上, p.105.

(39) トッド 前掲注(31), p.94.

(40) トッド 前掲注(36), pp.106-112.

(41) トッド 前掲注(19), pp.495-496.

内部に7つの活動領域があり、「それぞれの領域は独自に進化するが、常にその他の領域との動的な相互作用」<sup>(42)</sup>をもっており、資本主義の歴史的形成過程と地理的形成過程とが統一された「地理的不均等発展」という多様な展開として把握される。

このような資本の運動を含む経済社会の多様性をみる場合、いろいろな経済学の理論に基づいて説明され、学派によっても説明は異なる。その学派のひとつに「『制度的』経済学」がある。

「制度的」経済学は、「市場を取り巻く制度的要因」を重視する経済学で、「社会の倫理的規範は制度組織の中に具現されるものであって、経済社会の発展過程は制度組織の歴史的変化という形をとって現れる」との立場をとり、この「制度に加えて、民主主義の政治制度と社会保障の制度とを考慮にいれ」、効率（資源配分）・正義（所得や資産の分配）・卓越（人間の資質の向上に向けた資源利用）の視点から説明することが求められている<sup>(43)</sup>。「制度的」経済学は、諸制度の重要性を認識し諸制度を分析対象として研究する、「外生的なものとしてではなく、内生的なものとして制度を考察」するもので、「新古典派的伝統を批判することあるいはそれに対

して距離を置くということ」<sup>(44)</sup>に共通性がある。

各国経済の間には経済パフォーマンス（資本形成・蓄積、経済成長等）や社会的厚生の違いが存在し、その基礎には、国民経済やグローバル経済のなかで歴史的に積み上げてきた、様々な経済環境に適合的な組織・制度があり、そしてその制度の補完性があるという立場をとる。歴史的諸問題や歴史的思考法を重視する。したがって、経済社会は著しい多様性、変化の不均等性が存在するとの認識に立つが、その認識の方法等には大きな多様性が存在する<sup>(45)</sup>。

そのため、現代資本主義への制度主義アプローチを試みる場合、時系列的に3つのタイプに分類する（アマールの分類）、次のような見方もある<sup>(46)</sup>。第1のアプローチは資本主義の歴史的変性に関心が払われる「レギュレーション理論」・「蓄積の社会構造論」、第2に、慣習など文化的要素とも指摘される要素も含めて「生産の社会的システム」を分析対象とし、経済の特定領域に分析の焦点をおいた「制度的アプローチ」、そして第3に、制度をより限定して生産システム全体を分析する「『資本主義の多様性』論」アプローチである。第3のアプローチでは、経済社会を「自由な市場経済」と「コー

(42) デヴィッド・ハーヴェイ（森田成也ほか訳）『資本の〈謎〉—世界金融恐慌と21世紀資本主義』作品社、2012、p.158。（原著名：David Harvey, *The Enigma and the Crisis of Capitalism*, 2011.）「7つの活動領域」とは、技術と組織形態、社会的諸関係、社会的・行政的諸制度、生産と労働過程、自然との関係、日常生活と種の再生産、世界に関する精神的諸観念である。「地理的不均等発展」する資本主義システムの共進化に関しても詳しく論じられる（pp.153-266.）。

(43) 塩野谷祐一「経済学の三つの次元—技術的・倫理的・歴史的」『季刊 家計経済研究』71号、2006.7、pp.94-95。<[http://www.kakeiken.or.jp/jp/journal/jjrhe/pdf/71/071\\_09.pdf](http://www.kakeiken.or.jp/jp/journal/jjrhe/pdf/71/071_09.pdf)>

(44) ベルナル・シャパンス（宇仁宏幸ほか訳）『入門制度経済学』ナカニシヤ出版、2007、pp.139-150。「制度的」経済学を語る際に落としてはならないのが、「制度は社会的共同体における支配的な思考・行動習慣である」としたソースティン・ヴェブレン（Thorstein Veblen, 1857-1929年）である（同『入門制度経済学』pp.11-35）。また、日本でも広く知られているジョン・ケネス・ガルブレイス（Kenneth Galbraith, 1908-2006年）も「制度的」経済学者のひとつであり、新古典派経済学のひとつの通念となっている「消費者主権」（企業の生産活動は消費者の嗜好や選択に規定されるという考え方）について、現実には企業の宣伝等で消費欲望は創られており（「依存効果」）、「豊かな社会」の特有な現象だと疑問を呈した。

(45) 同上『入門制度経済学』のほかに、赤澤昭三ほか『制度経済学の基礎』八千代出版、1998；阿部高樹・川上敏和「制度経済学の様相と諸側面」『商学論集』78巻4号、2010.3、pp.3-32；八木三木男「新制度学派と産業政策」（京都産業大学中国経済プロジェクト）2008.2。<<http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/project/orc/econ-public/china/documents/DP26yagi.pdf>>等を参照。

(46) 遠山弘徳『資本主義の多様性分析のために—制度と経済パフォーマンス』ナカニシヤ出版、2010、pp.37-56。



ディネートされた市場経済」に二分し、このもとでの労使関係、技能、企業統治、企業間関係が比較され、「それぞれの経済に特徴的な福祉のあり方を生産レジームから説明」もしている。

このように多様性をもった「制度的」経済学であるが、「制度派諸理論が相互に影響をおよぼしあいながら発展している」<sup>(47)</sup>のであり、そこにみられる結論は経済社会の多様性の認識である。ここで、上記アマーブル分類の第1のアプローチの「レギュラシオン理論」と第2のアプローチの「新制度派経済学」を簡単に紹介する。なお、レギュラシオンとは「規制」ではなく、「調整」の意味で用いられる。

ヨーロッパを中心とするレギュラシオン理論における「制度」は、労働力の使用と再生産に関わる諸制度、通貨・金融をめぐる諸制度、企業間関係・市場構造・価格決定方式等をめぐる諸制度、国家形態を形づくる大きな政府・小さな政府・租税等の制度、対外開放度・産業特化・輸出入構造等の国際体制への編入形態の5点を指す。こうした制度が成長体制と調整様式を生み出し、1国1時代の経済社会は特定の成長体制・調整様式の組み合わせにより成り立つ（発展様式）とする<sup>(48)</sup>。

また、ブルーノ・アマーブルのように、国際比較や多様性を考える基軸的視点として、各国の技術競争力のあり方に注目し、社会的イノベーション・生産システムを核心に据える見方もある。

こうした点から、4つもしくは5つの資本主義モデルを析出する。すなわち、アメリカ・イ

ギリスの市場主導型、日本・韓国の企業主導型（アジア型）、ドイツ・フランスの国家主導型（大陸欧州型）、スウェーデン・フィンランドの社会民主型であり、分析視点によってイタリア・スペインの地中海型（南欧型）を加えて5つとしている<sup>(49)</sup>。

レギュラシオン理論のアプローチは、「経済成長は生産方法の革新と生活様式の激変をとめない、それは必ず社会政治的なコンフリクトを生み出し、したがってこれを首尾よく『調整』することなしには、経済社会には再生産も成長もないとする。そして、まさにこの調整のあり方こそは、各国各時代の資本主義の個性を形成し、また資本主義の歴史的変容を説明する」のであり、この調整の原理は「資本や市場のうちにはなく『社会的諸媒介』すなわち『社会』『社会的諸制度』のうちにしかない」という「『制度』を重視するマクロ経済学である」<sup>(50)</sup>。したがって、諸制度が資本をうまく調整できるならば、資本蓄積を進歩の方向に誘導ができる、まさに資本主義は社会の側から調整されなければならないとする。

他方、アメリカを中心とする新制度派経済学、その代表者のひとりであるダグラス・C・ノースにおける制度はゲームのルールであり、組織はゲームのプレイヤーとなる。制度には、憲法・法律・公的規制などの「フォーマル」な制度と社会規範・慣習・道徳などの「インフォーマル」な制約（制度）があり、このような制度が組織（経済団体・政治団体・社会団体等）との相互作用のなかで、組織の動機や取引費用を決定し、経

(47) シャバンス 前掲注(44), p.162.

(48) 山田鋭夫「レギュラシオンの経済学—フォーディズムからグローバリズムへ」塩沢由典編『経済学の現在1』（経済思想第1巻）日本経済評論社，2004，pp.196-199；同「資本主義経済における多様性」『比較経済研究』44巻1号，2007.1，pp.15-28.

(49) 山田「レギュラシオンの経済学」同上，pp.230-231.

(50) 同上，pp.187, 195, 199；なお、レギュラシオンとコンヴァンションの理論（いずれも「制度」重視）から農業問題の経済分析と問題提起を行ったものに次がある。G.アレル・R.ボワイエ編著（津守英夫ほか共訳）『市場原理を超える農業の大転換—レギュラシオン・コンヴァンション理論による分析と提起』食料・農業政策センター，1997。（原著名：Gilles Allaire and Robert Boyer, eds., *La Grande Transformation de L'agriculture: Lectures Conventionalistes et Régulationnistes*, 1995.）

済活動に影響を与え、その結果経済成果や長期的な経済変化の方向性も決まる。組織は制度のなかで活動するだけでなく、制度そのものの変更を迫る場合もある。<sup>(51)</sup>

ダグラス・C・ノースによれば、フォーマルな制度は急速かつ突然の変化が比較的容易であるが、インフォーマルな制約は非常に漸進的であるため、ある国のフォーマルな制度の他の国への移転や模倣は期待された成果に結びつかないとする。また、組織と制度との間の複雑な相互作用から生じる「経路依存性」（ある時点以降の発展経路がそれ以前の発展経路の影響を受けること）や「ロックイン」（初期の事情により選択された方式や制度をその後も変えられないこと）という事情もあるとする<sup>(52)</sup>。

反対に、成長路線の経済学は、経済社会の環境が大きく変化したにもかかわらず、高度経済成長時代の制度や慣行のままになっていることが長期停滞を招いているのであるから、変化した経済社会に適合的な制度や慣行に改革する必要がある、と説く。たしかにこのような出口もひとつの考え方である。しかし、制度そのものの変更は容易ではない。慣行等のインフォーマルな制度はなおさらである。フォーマルな制度を仮に変えたとしても、これに連鎖した制度も変わり、收拾のつかない事態が想像される。そもそもその制度・慣行に関係する人々の納得と合意がなければ改革はできない。

前述したとおり、制度変更のためには、少なくとも次の3つの条件をクリアしなければならないが、容易なことではない。新たな制度・シ

ステムが望ましい性格をもっているか、新たな制度が相互補完的で安定的であるかどうか、社会的に制度変革への一致した協調行動が可能かどうか、の3つである<sup>(53)</sup>。そして、「諸制度が相互に依存関係にあるからといっても、制度体系の変化は一挙にビッグ・バン式に行われねばならないということにはならない。…歴史的経路と無関連にビッグ・バン・アプローチを取ること、かえって歴史の制約に足を掬われることになりかねない。むしろ、戦略的に重要で、政治的に実現可能な変化の糸口を見つけることが、さまざまな制度の間の『補完性』の構造を通じて、システムの変化を芋蔓式に誘発する契機となりうる」<sup>(54)</sup>。

また、「制度的」経済学は諸制度を重要視して諸制度を分析対象とするため、「制度」の学際領域となる社会経済史、社会経済学、市民社会論等においても、「制度的」経済学の視角を用いた幅広い展開がみられる。

たとえば、「近年の社会経済史の示すところは、各国の経済発展（もしくは経済的衰退）は、その国の社会構造、歴史的文脈と無関係ではありえない」ことを論じており、「市場経済の発展は多様なものであり、常に、社会構造と歴史的経路という時間・空間によって限定づけられたものなのである」<sup>(55)</sup>とする。また、新古典派経済学が「現実離れしたイデオロギーと化しつつある」なか、「経済学の支配的諸仮説を社会諸科学の常識によって相対化し、それを通じて経済的な事実に対しより包括的な解釈の光を当てようとする『社会経済学』」<sup>(56)</sup>の分野において

(51) 詳しくは、ダグラス C. ノース（竹下公視訳）『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房、1994（原著名：Douglass C. North, *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, 1990.）；ティモシー J. イェーガー（青山繁訳）『新制度派経済学入門—制度・移行経済・経済開発』東洋経済新報社、2001.（原著名：Timothy J. Yeager, *Institutions, Transition Economies, and Economic Development*, 1999.）を参照。

(52) シャバンス 前掲注(44), pp.87-100.

(53) 奥野（藤原）正寛「現代日本の経済システム：その構造と変革の可能性」岡崎・奥野編 前掲注(35), pp.273-291.

(54) 青木 前掲注(35), p.34.

(55) 佐伯啓思「社会経済史の現在」吉田雅明編『経済学の現在 2』（経済思想第2巻）日本経済評論社、2005, pp.223-224.

(56) 松原隆一郎「社会経済の現在」塩沢編 前掲注(48), p.130.

も、制度分析を重視している。

以上のように、経済社会は一様な経路をたどらず多様である。多様化の最大の要因である「制度」を変えても、初期条件や経路依存性から多様性を解消するものではない。自由貿易の経済「制度」の変更も初期条件や経路依存性を考慮し、各国が対応可能な変更とならざるをえない。農業の場合、土地・気候条件等自然・生物多様性の問題もあり、画一的な自由貿易システムへの変更はさらに困難であることは、次にみるとおりである。

## 2 市場経済下の農業展開

今日のようなグローバル経済のもとでの農業を、どのように位置付けることができるだろうか。また、例外なく世界一様に、農業分野も市場開放すべきであろうか。図1にみる「多様性」の3つの側面を考慮すれば、なかなか困難な面が推察される。「農産物市場」の大転換は、他の制度・慣習を従えることができるだろうか。社会の安定は保たれるのであろうか。「自然・生物多様性」に支障は生じないであろうか。

そもそも今日の市場条件は、現実には完全に競争的ではなく不完全である。原洋之介・政策研究大学院大学教授によれば、「市場が不完全であるかぎり生産要素の利用は、『戦略的補完性』ないし『制度的補完性』の下に置かれ続けることになる」のであり、「日本農業の歴史的発展経路上でみられ、そして今日でも存在している要素市場の不完全性は、単なる『政策介入による歪み』によって生みだされるだけではない。この判断が否定できない以上、政策介入を撤廃したとしても、市場メカニズムが効率的に機能することは期待しえない」のである<sup>(57)</sup>。

したがって、農業自由化問題も、「その時々

の短期的な市場競争力という単純な基準でのグローバル・コンペティションだけによって世界農業を律することもできないであろうし、またそうすべきでもないであろう」し、ここで重要なことは、国や地域により「異質な農業が、市場経済のグローバル化の潮流の中でどういう原理・ルールの下で競争すべきなのかということである」<sup>(58)</sup>。世界一様のルールでの競争は困難であり、制度を変えれば競争可能な農業構造ができるわけでもない。できたとしても相当の時間を要することになる。

農業の歴史的個性という観点からみれば、「世界農業には、その地の生態に適合し自給生産から進化してきた農業と、ヨーロッパが主導した『近代世界システム』の登場とともに生まれた『売る』ための農業というまったく異質のタイプが存在している事実」<sup>(59)</sup>があり、「日本を含めて東アジアでは家族経営農業ないし小農制が、モンスーン気候といった生態条件にも規定されて歴史を通じて形成されてきた」<sup>(60)</sup>のに対し、とくに「『売る』ための農業が大規模に発達したアメリカやオーストラリアなど元来人口希薄であった新開地で、この2、3世紀の間に生まれた市場経済・市場社会は、世界規模の経済史や農業発展の歴史からみれば、例外的な制度」<sup>(61)</sup>であるとされる。

また、農業の重要な生産要素である土地、農用地に着目すべきであり、農用地は一般の資本財とは区別すべきものであるとの指摘もある。図1に示したように、土地は自然条件に規定され、その改変には限界がある。

農用地は「長い歴史が刻み込まれている」し、「動かすことができず、また風雨にさらされているので、それぞれの地域の気象条件によって生産要素として異なった特色を持つ」のであり、

(57) 原洋之介『「農」をどう捉えるか—市場原理主義と農業経済原論』書籍工房早山, 2006, pp.184-187.

(58) 同上, p.223.

(59) 同上, p.191.

(60) 同上, p.186.

(61) 同上, p.223.

「農用地の歴史依存性と気象依存性とは、世界各国の農業に容易には変えられない地域的特色をもたせている。農業的世界は都市的世界よりも多様である」<sup>(62)</sup>と、荏開津典生・東京大学名誉教授は強調する。このような農業・農用地の歴史依存性と気象依存性から、「農業的世界の経済が必ずしも一般の経済学で考えられているような市場経済ではないという事実」があり、「農業的世界では、社会の仕組みも経済の仕組みも、歴史と風土を反映して多様である」<sup>(63)</sup>点を見落としてはならない。

日本において農業の自由化が相当程度進んでいるが（米や乳製品など一部が高関税であるが、全農産物平均関税率は12%）、たとえばTPPのように上記のような点に配慮せず、調整不可能なことにまで及ぶ貿易、あるいは調整時間のあまりに短い「急進的な貿易自由化は、社会を危険にさらし、対外的に攻撃的なナショナリズムを生み出す原因になる。…下手をすると、TPPによる急進的な貿易自由化のせいで日本社会が不安定になり、その結果として、かえって『鬱屈した反米ナショナリズム』が噴き上がる可能性すらある」<sup>(64)</sup>。

このように、資本主義以前から形づくられて営々と続く農業は、図1にみるように、②のほかにも、むしろ①や③がより大きく影響する。「農産物市場」制度の変更をはじめ②の制度等の調整には時間が必要であるし、場合によっては調

整不可能ということもある。③のような調整不可能な条件、また調整に時間のかかるあるいは調整不可能な①のような条件を前提にし、②の調整が行われるべきなのである。①②③の多様性や違いを認め合える基準やルールのもとで、農産物市場の調整を行うことができればより安定的で合理的な制度となり、より進化した制度への変更の条件も整うことになる。

## IV 自然・生物多様性と農業

### 1 生物多様性と農業の関わり

生物多様性<sup>(65)</sup>は、特定の地域や種の保全の取組みだけでは確保できない。そこで、包括的な枠組みをもって保全するための「生物多様性条約」<sup>(66)</sup>が、1992年5月ナイロビ（ケニア）で開催された合意テキスト採択会議において採択され、同年6月の国連環境開発会議（地球サミット）において、気候変動枠組条約とともに各国政府による署名が行われた。日本は1993年5月に条約を締結、同年12月に発効した。

生物多様性条約で注目したい点は、たえず大きな議論になる農業・森林・沿岸海洋における生物多様性である。これらはそこに暮らす人々への配慮と持続可能な利用がなければ、生物多様性を保全できない。条約の前文にも、「伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存

(62) 荏開津典生『農業経済学』（岩波テキストボックス）岩波書店、1997、p.5.

(63) 同上、p.7.

(64) 中野剛志『TPP 亡国論』（集英社新書）集英社、2011、p.229.

(65) 「生物多様性」とは、生物多様性条約第2条で次のように定義している。「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」。

(66) ラムサール条約（正式名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」で、1971年2月採択、75年12月発効、日本は80年6月加入、10月発効に。湿地には水田も含む。）やワシントン条約（正式名は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」で1973年3月採択、75年7月発効、日本は80年11月締約国に。）によって特定の地域・種の保全が行われていたが、さらに包括的な枠組みを必要としていた。「生物多様性条約」外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>> 及び「生物多様性条約」生物多様性センターウェブサイト <<http://www.biodic.go.jp/cbd.html>> を参照。評価に関して、「生物多様性条約と日本」WWF ジャパンウェブサイト <<http://www.wwf.or.jp/activities/2010/05/830725.html>>

していること」、また、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用が食糧、保健その他増加する世界の人口の必要を満たすために決定的に重要であること」と記している。

また、このような生物多様性の機能等については、人間にとって有用な機能、自然の恵みである「生態系サービス」として広く認識されるようになった。「国連ミレニアム生態系アセスメント」は、次の4つを提示している。食料・水・繊維等の生活必需品を提供する供給サービス、生態系が環境変化を緩和してその影響を和らげる調節サービス、文化・精神面の生活の豊かさをもたらす文化的サービス、これらの生態系サービスの土台となっている基盤サービスの4つである<sup>(67)</sup>。

ところで、この条約の目的は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公正な配分の3つがあり、このうち①と②は、取り組むべき活動の国家戦略を定めることになっている。日本は1995年に「生物多様性国家戦略」<sup>(68)</sup>を策定し、さらに2002年3月に「新・生物多様性国家戦略」<sup>(69)</sup>、2007年11月に「第3次生物多様性国家戦略」<sup>(70)</sup>、そして2010年3月に「生物多様性戦略2010」<sup>(71)</sup>を策定している。これらを整理したものが表2である。

また、日本では2008年6月に「生物多様性基本法」(平成20年法律第58号)<sup>(72)</sup>を制定した。

その前文では次のような記述がある。「人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている」。「一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している」とも指摘している。そこで、保全と持続的利用のための基本原則と方向性を示したのがこの法律である。第3条の基本原則には、人間の「社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと」を踏まえ、「持続可能な方法で利用すること」を明記している。

さらに、多様な活動主体が有機的に連携して活動できるように、2010年12月「生物多様性地域連携促進法」(平成22年法律第72号)<sup>(73)</sup>も制定され、2011年10月に施行された。このなかで定めることになっている「地域連携保全活動の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」)の第1章の冒頭には、「地域の暮らし・文化と生物多様性」として次のように記されている。

「(日本には)…様々なタイプの自然があり、固有種を含め多くの生物が生息・生育して」おり、「この豊かな生物多様性は、南北に長い国土や複雑な地形、季節風の影響による四季の移

(67) 林希一郎編著『生物多様性・生態系と経済の基礎知識』中央法規出版社、2010、pp.49-54; 小宮山宏ほか編『生態系と自然共生社会』(サステナビリティ学④)東京大学出版会、2010、pp.9-107. 参照。さらに詳しくは、Millennium Ecosystem Assessment 編(横浜国立大学21世紀COE翻訳委員会責任翻訳)『生態系サービスと人類の将来—国連ミレニアムエコシステム評価』オーム社、2007。

(68) 「生物多様性国家戦略」生物多様性センターウェブサイト <[http://www.biodic.go.jp/cbd/nbsap\\_1995.html](http://www.biodic.go.jp/cbd/nbsap_1995.html)>

(69) 「新・生物多様性国家戦略」生物多様性センターウェブサイト <[http://www.biodic.go.jp/cbd/nbsap\\_2.html](http://www.biodic.go.jp/cbd/nbsap_2.html)>

(70) 「第三次生物多様性国家戦略」生物多様性センターウェブサイト <[http://www.biodic.go.jp/cbd/pdf/nbsap\\_3.pdf](http://www.biodic.go.jp/cbd/pdf/nbsap_3.pdf)>

(71) 2008年6月の生物多様性基本法に基づき策定した。「『生物多様性国家戦略2010』を策定しました」環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/nature/biodic/nbsap2010/index.html>>

(72) <<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20HO058.html>> なお、この法律に関する評価として、「生物多様性基本法が成立!」WWF ジャパンウェブサイト <<http://www.wwf.or.jp/activities/2008/05/592528.html>>

(73) 「生物多様性地域連携促進法」環境省ウェブサイト <[http://www.env.go.jp/nature/biodic/act\\_promo/index.html](http://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/index.html)>; 「基本方針」は、<[http://www.env.go.jp/nature/biodic/act\\_promo/attach/basic\\_policy.pdf](http://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/attach/basic_policy.pdf)>

表2 環境省と農林水産省の生物多様性戦略

環境省（環境庁）	
<p>① 1995年10月「生物多様性国家戦略」                      ▼戦略策定の経緯                      1992年6月の国連環境開発会議（地球サミット）で採択された生物多様性条約は、第6条において戦略、行動計画の策定を義務付け。日本は本条約を92年6月に署名し、93年12月に発効し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する行動計画（国家戦略）を策定。                      ▼戦略の概要                      具体的な取組みとして、保護地域の指定と管理、野生動植物の保護管理、身近な自然の保全と生物の生息環境の形成、生物資源の持続可能な利用、生物多様性に配慮した開発、自然教育の推進、調査研究の促進、国際協力の推進を明示。</p>	
<p>② 2002年3月「新・生物多様性国家戦略」                      ▼戦略見直しのポイント                      1995年の国家戦略の策定は、環境省（当時環境庁）のほかに農林水産省、国土交通省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、外務省（すべて現省名）の関係省庁が分担執筆するという縦割りので連携が不十分なもので、実際に活動するNGO、NPO、地方自治体のほかに学会や企業等あらゆる分野の意見が汲み取られていなかった。より包括的で総合的なプランが求められた。概ね5年後に見直すこととした。                      ▼戦略の概要                      全体5部構成。第1部で「3つの危機」を明示。第1の危機：人間活動や開発による生物種の絶滅・減少、生息地の減少の危機。第2の危機：里地里山などが適切に管理されずに放置されることによる危機。第3の危機：人間が持ち込む外来種や化学物質など、既存の生態系が攪乱されることによる危機。第2部で「5つの理念」（人間生存の基盤、世代を超えた安全性・効率性の基礎、有用性の源泉、豊かな文化の根源、予防的順応的態度）と「3つの目標」（種・生態系の保全、絶滅の防止と回復、持続可能な利用）を掲げる。第3部で「3つの方向」（保全の強化、自然再生、持続可能な利用）と「5つの基本視点」（科学的認識、統合的アプローチ、知識の共有・参加、連携・共同、国際的認識）のもと7テーマ別の取組方針（重要地域の保全と生態的ネットワーク形成、里地里山の保全と利用、湿地の保全、自然の再生・修復、野生生物の保護管理、自然環境データの整備、効果的な保全手法等）を提起。第4部で具体的施策を提示し、第5部で施策の点検・見直しが明らかにされた。</p>	
環境省	農林水産省
<p>③ 2007年11月「第3次生物多様性国家戦略」                      ▼戦略見直しのポイント                      「新・戦略」策定後5年が経ったこと、地球温暖化に配慮したこと。「3つの危機」に「地球温暖化による危機」が追加され、逃れることのできない深刻な問題とした。                      ▼戦略の概要                      基本的に2002年「新戦略」を踏襲。国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」を提示し、そのための4つの基本戦略（生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野をもって行動する）を掲げた。                      第1の基本戦略である「生物多様性を社会に浸透させる」では、企業等の民間事業者の役割に注目していることが大きな特徴で、「生物多様性企業活動ガイドライン」の策定が位置付けられた。第2の基本戦略である「地域における人と自然の関係を再構築する」では、2002年「新戦略」が強調した生物多様性保全にとって里地里山保全の重要性のほかに、農業のあり方の重要性が強調された。農林水産省の「戦略」が反映されている。</p>	<p>⑤ 2007年7月「農林水産省生物多様性戦略」                      ▼戦略策定のポイント                      農林水産業は自然と共生して自然の恵みを享受する生産活動であり、その場は生きものに貴重な生息・生育環境の提供や特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献。他方、不適切な化学物質の使用、経済性・効率性優先の生産活動、生産活動の停止等による生物多様性破壊の面あり。そこで、生物多様性保全重視の農林水産業の強力な推進のための指針を策定する。第3次生物多様性国家戦略にすべて反映させ、COP10で農林水産省の取組みをPR。                      ▼戦略の概要                      田園地域・里地里山・森林・里海・海洋の保全、森・川・海を通じた生物多様性の保全、遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進、地球環境保全への貢献、農林水産業の生物多様性指標の開発。</p>
	<p>⑥ 2009年10月「農林水産分野における生物多様性戦略の強化」（農林水産省生物多様性戦略検討会）                      ▼戦略強化の概要                      各界の取り組むべきことを提案。消費者：食育・地産地消・フードリサイクル・認証農産物等の消費行動、農林漁業者：環境保全型農業・地産地消・認証制度・生きものマーク等の取組み、農林水産省：数値目標の明記と進捗状況の公開・取組む機会の増大とPR。</p>
<p>④ 2010年3月「生物多様性国家戦略2010」                      ▼戦略見直しのポイント                      2008年6月「生物多様性基本法」の成立に伴い、法律上も戦略の策定が規定されたことから、大臣は中央環境審議会に諮問し答申を受け、これを踏まえ政府が決定。2010年10月名古屋開催のCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）に向けて内容を充実。                      ▼戦略の概要                      基本的に「第3次戦略」を踏襲するが、2050年を目標とする「長期目標」と2020年を目標とする「短期目標」を掲げたこと、SATOYAMA イニシアティブの推進等国際的なリーダーシップの発揮、COP10を契機とした国内施策の充実と強化が注目される。</p>	<p>⑦ 2012年2月「農林水産省生物多様性戦略」                      ▼戦略見直しのポイント                      2008年生物多様性基本法・2010年地域連携促進法の制定、2010年COP10での「農業生物多様性」決議、2011年東日本大震災等を受け、取組みの強化、農林水産業の指標開発と経済的評価検討を掲げる等、2007年「農林水産省生物多様性戦略」を改定。                      ▼戦略の概要                      概ね今後10年間を見通した課題と施策の方向性を明示し、5年程度の具体的な施策も明示し、必要に応じて見直すとした。2007年戦略とは大きな違いはなく、状況の変化に伴う字句・内容の訂正にとどまる。</p>

（出典）①②③は「生物多様性国家戦略」生物多様性センターウェブサイト <<http://www.biodic.go.jp/nbsap.html>>、④は「『生物多様性国家戦略2010』を策定しました」環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/nature/biodic/nbsap2010/index.html>>、⑤⑥⑦は「農林水産省生物多様性戦略」農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s\\_senryaku/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_senryaku/index.html)> をもとに筆者作成。

ろい、複数の寒暖流による恵み豊かな海と、その上に積み重ねられてきた農林漁業等の生産活動や生活文化等人々の長い年月にわたる暮らしの営みによって形づくられてきたもの」である。「生物多様性は、地域固有の財産として、地域色豊かな食、工芸、祭り等を育み、それぞれの地域における独自の文化の多様性を支え、暮らしの基礎になって」いるのである。

このような意義のある生物多様性保全の活動に取り組むことにより、「人と人、人と自然のつながり、地域への誇りと愛着、そして、地域の活力が生み出され」、「少子高齢化や過疎化等それぞれの地域が抱える課題を乗り越える契機となっていくことが期待され」とも記されている（「基本方針」前文）。そして、農林漁業の配慮すべき事項として、生きものブランド米等の高付加価値農産物の生産、バイオマスの利活用による新産業の創出、観光・レクリエーション資源の開発等、保全活動と農業生産活動を一体的に取り組む、活性化につなげることの重要性が説かれる。

何よりも持続可能な利用が重要とされている。前記「基本方針」のなかで農林水産業のあり方が問われる背景には、農林水産業が直接生産過程において土地・水・生物等の自然を取り

込み、その時代の生産諸力を適用・利用する営みだからである。自然・環境への配慮を欠いた、節度なき農産物輸入や効率最優先の農業は、生産物の安全性や生産の持続性、そして生物多様性を損ねることになる。遺伝子組換え生物（LMO）も見落とせない最近の課題である<sup>(74)</sup>。

## 2 自然・生物多様性と農法

前述した「生物多様性国家戦略」や「生物多様性基本法」等に対応ないし反映させるために、農林水産省も「戦略」を策定している。表2のとおり、2007年7月に「農林水産省生物多様性戦略」<sup>(75)</sup>、さらに2009年10月に「農林水産分野における生物多様性戦略の強化」<sup>(76)</sup>、2012年2月「農林水産省生物多様性戦略」<sup>(77)</sup>を策定している。

このような取組みの背景には、農林水産業が生物資源を利用する産業であり、自然や生物多様性と深いつながりをもつことにある<sup>(78)</sup>。農業や農村の暮らしは、自然や生物多様性の様々な恩恵を受け、また自然や生物多様性に大きな影響を与える。ここに自然と共生する農業の重要性が理解される。

たとえば、里地里山は全国の4割を占め、絶滅のおそれのある種が多く出現する場所の5～

(74) LMOについては2001年1月に「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書」（以下「カタルヘナ議定書」：「カタルヘナ議定書」外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/cartagena.html>>）が生物多様性条約特別締約国会議再開会合において採択されたが、差し当たり問題なのはTPP関係である。カタルヘナ議定書は、バイオテクノロジーにより改変された生物（遺伝子組換え生物）が、生物多様性の保全や持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性があるとして、国境を越える移動・通過、取扱い、利用に際して十分な水準の手続きが確保されることを目的とするもので、生物多様性条約第19条3に基づく交渉において作成された。日本は2003年11月に締結し、翌年2月に発効している。また、遺伝子組換え農産物・食品の表示についても、JAS法と食品衛生法により義務付けられている。しかし、2011年4月現在、たとえばTPP交渉参加国のうちアメリカ、シンガポール、チリ、ブルネイが議定書に批准していない（*Parties to the Protocol and Signature and Ratification of the Supplementary Protocol, Convention on Biological Diversity Website*. <<http://bch.cbd.int/protocol/parties/>>）。

(75) 「農林水産省生物多様性戦略」農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s\\_senryaku/](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_senryaku/)>; また次が参考になる。西郷正道『農林水産省の生物多様性戦略』生物多様性センターウェブサイト <[http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/initiatives/files/unite\\_01\\_sub1st/0728\\_ref3\\_maff.pdf](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/initiatives/files/unite_01_sub1st/0728_ref3_maff.pdf)>

(76) 「農林水産分野における生物多様性戦略の強化—生きものへの真摯なまなざしをとりもどそう」農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s\\_senryaku/pdf/teigen\\_0910.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_senryaku/pdf/teigen_0910.pdf)>

(77) 「農林水産省生物多様性戦略」前掲注<sup>(75)</sup>

6割をこの里地里山が占めるといわれる点<sup>(79)</sup>や、かつて湿地に生息していた生物のなかには水田を利用するようになった生物も多く、水田の湿地システムとしての重要性が認識されていること<sup>(80)</sup>などがある。要するに、生物多様性は農林水産業の基盤であり、健全な農林水産業の営みが豊かな自然や生物多様性を支えているのである。

実は農林水産業における生物多様性は、次の点からも重要である。すなわち、作物や家畜・魚の種の改良のための基礎資源であり、昆虫や土壌微生物など農業生産システムの回復力や安定性に貢献し、農業生産によって創られた生息地に依存する生物を中心とした地域の農林生態系の形成等である。これらは、栄養、食料安全

保障、健康になくなくてはならないものであり、地域の持続的な暮らしの素材を提供している。こうしたことから、「農業生物多様性」として確立しつつあり、国際的に注目されている<sup>(81)</sup>。

農業は土地・水・天候等の自然を生産過程内に取り込んで行う生物生産業であり、歴史的に地域に適合的なものとして地域に定着してきた<sup>(82)</sup>。図1のとおり、日本の場合家族自作経営を基本として、水田および畑作農業の単作経営、または、これに野菜・果樹・花き・畜産などを結合した複合経営、さらに観光農園や農外部門を導入した多角経営など様々であるが、その中心にあるのが水田米農業である。これは夏季の高温・多雨の自然条件を生かしつつ、人口扶養力が高く、その生産のためには整備され

(78) 生物多様性と農業の関わりについては次が参考になる。農林水産省農業環境技術研究所編『水田生態系における生物多様性』養賢堂、1998; 農林水産省農林水産政策研究所編『生物多様性保全に配慮した農業生産の影響評価とその促進方策』(環境プロジェクト 研究資料第2号) 2010; 「特集 農業でつくる生物多様性—COP10 (生物多様性条約会議) を日本に迎えて」『農業と経済』76巻10号、2010.9、pp.5-85; 「生物多様性と農業—生物多様性の保護と、世界の食料の確保」環境省、2008。生物多様性センターウェブサイト <[http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/library/files/2008IDB\\_booklet.pdf](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/library/files/2008IDB_booklet.pdf)> 等参照。

(79) 「日本の里地里山の調査・分析について (中間報告)」環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/chukan.html>> 里地里山は、「新・生物多様性国家戦略」や「第3次生物多様性国家戦略」のなかに位置付けられ (表2参照)、これをいかに把握・分析して維持回復するかを課題としている。具体的な行動として、2007年6月に策定された「21世紀環境立国戦略」(「21世紀環境立国戦略」環境省ウェブサイト <[http://www.env.go.jp/guide/info/21c\\_ens/index.html](http://www.env.go.jp/guide/info/21c_ens/index.html)>) の「戦略2 生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承」のなかで、「世界に向けた自然共生社会づくり—SATOYAMA イニシアティブ—の提案」を提起し、2010年10月に開催されたCOP10 (生物多様性条約第10回締約国会議) において「SATOYAMA イニシアティブ」が採択された (「生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) の結果について (お知らせ)」環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13092>>)。国際的な連携の枠組みとして、「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」が発足し、12か国政府を含め74団体 (2011年4月現在) が参加している。日本でも様々な保全維持活動が行われている (「里地里山の保全・活用」環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/pamph.html>>)。

(80) 2002年11月ラムサール条約第8回締約国会議において「農業、湿地及び水資源管理」(決議Ⅷ.34) (環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/08/0434.pdf>>) が採択され、2008年10月28日～11月4日に韓国・チャンウォンで開催されたラムサール条約第10回締約国会議において、「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」(決議Ⅹ.31) (環境省ウェブサイト <[http://www.env.go.jp/nature/ramsar\\_wetland/1/mat04.pdf](http://www.env.go.jp/nature/ramsar_wetland/1/mat04.pdf)>) が採択された。水田が湿地システムとして野生動植物の保全上重要な役割を果たしていることが認識され、適正な農業活動・水田農法と適正な水田の保全・管理が求められることになった。なお、「ラムサール条約第10回締約国会議における水田決議の採択について」農林水産省ウェブサイト <<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/081105.html>> も参照のこと。

(81) デイビット・スプレイグ「西ヨーロッパと日本における農業生物多様性に関する概念と価値観」『植物防疫』61巻11号、2007.11、pp.15-19; 「生物多様性と農業—生物多様性の保護と、世界の食料の確保」前掲注(78)

(82) このような農業の特質については、矢口克也「社会を支える『持続可能な農業』の展開」『持続可能な社会の構築—総合調査報告書』前掲注(30)、pp.145-158。



た水田と水利等を必要とする。

このような農業のあり方＝農法は、自然的・社会的な条件を背景に、その地域に最も適合的な農業方式として形成され、歴史的・経済的条件も加わって変形し、今日の姿をいまにあらわしている。農業生産向上のためには、地力、雑草対策、労働手段等の地域に適合的で合理的な体系が必要となる。さらに、このような農業を含む「農の営み」が地域に適合的な型をもって形成される。日本では、水田を基盤とした農法が里地里山に形成された。

この農法をめぐっては、日本において、第2次世界大戦後、とくに1960年代後半から70年代に盛んな議論があった<sup>(83)</sup>。ここでは、風土に着目して「農法」を展開した飯沼二郎博士の『農業革命の研究』を中心に、自然・生物多様性・風土と農法の関係についてみる。

飯沼博士によれば、「農業は風土の影響を強くうけ、その風土が数千年間も変わらない」のであり、「農業は、風土というワク内で変化する」、「いってみれば、風土は、絵画を入れるための額縁のようなものである」という。「風土といっても、農業に最も深く関係するのは、その土地が（とくに夏季に）乾燥地か湿潤地かということである」<sup>(84)</sup>。飯沼博士は、このような着想から世界の農業地域を4つに区分し、そこでの農法のあり方を整理した。その概要をまとめたのが表3である。

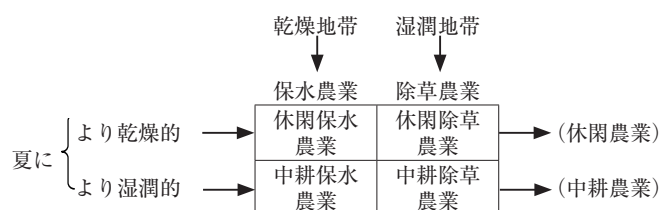
農業・農法のあり方になぜ違いが生じるのか。「風土的な相違が、まず決定的な原因をなす」<sup>(85)</sup>のだが、さらにそれへの人間の関わり方にあるという。「夏に、より乾燥な地域に成立した休閒農業では、夏に休閒地を犁耕することによって、保水あるいは除草に有効な働きをなし、地

表3 マルトンヌの乾燥指数による世界の農法区分（飯沼二郎博士の区分）

マルトンヌの乾燥指数		該当地域	農法のあり方
①年指数 20 以下 夏指数 5 以下 (大半が砂漠)		西南アジア (イラク等)、地中海 (南)、旧ソ連 (南)	冬雨地帯であり、夏作物の栽培は不可能で、春～秋の休閒期間に乾燥地用の犁による浅耕・鎮圧の「休閒保水」農業。休閒地と冬作地の二圃式農業で、休閒後の10月ごろに冬作物(主に小麦)を播種し、発芽後の生育は冬雨に依存。
②年指数 20 以上 夏指数 5 以下		地中海 (北)、旧ソ連 (南)	冬雨地帯であり、①よりも年間をとおして降雨があることから、豊凶変動が少なく全域で農業が可能。乾燥地用の犁による浅耕・鎮圧の「休閒保水」農業。
③年指数 20 以下 夏指数 5 以上		パンジャブ (インド、パキスタン)、華北 (中国)	乾燥地であるが夏作が可能で、夏作物の播種直前及び収穫直後に乾燥地用の犁による耕起(浅耕)が行われるほかに、夏作栽培期間には鋤による「中耕保水」農業。
④年指数 20 以上 夏指数 5 以上	夏指数 5～11	北ヨーロッパ、シベリア	冬作物→夏作物→休閒の三圃式において、休閒期間に湿潤地用の重量ヘラ有犁による深耕・反転の「休閒除草」農業。雑草は単調・単純で生育力が弱く、3年に1回の除草。
	夏指数 9～108	東南アジア、東アジア	夏作栽培期間中に鋤による「中耕除草」農業。農業は「雑草との戦い」といわれるほど雑草が繁茂し、毎年の除草が必要。

(注) 農業に最も深く関係する自然要素が乾燥度(とくに夏季の)であるとの認識から、フランスの気候学者ド・マルトンヌが定義した乾燥指数をもとに区分。年の乾燥指数が20以上の場合湿潤地帯、20以下の場合乾燥地帯(10以下の場合砂漠)とし、農業が年乾燥指数よりも夏(6～8月)の乾燥指数が重要であることから、指数5以上の場合夏雨型、5以下の場合冬雨型として、4つの農業地域に区分。さらに、右図のように、保水農業(乾燥地帯)と除草農業(湿潤地帯)、休閒農業(夏乾燥的)と中耕農業(夏により湿潤)として区分した。この2つをクロスさせて整理したのが本表である。(出典) 飯沼二郎『農業革命の研究—近代農学の成立と破綻』農山漁村文化協会、1985、とくにpp.9-64。を参照して筆者作成。

世界の農法区分(飯沼『農業革命の研究』p.17.による)



(83) 矢口 前掲注(7)

(84) 飯沼二郎『農業革命の研究—近代農学の成立と破綻』農山漁村文化協会、1985、pp.9-10.

(85) 同上、p.14.

力を回復する。いっぽう、夏に、より湿潤な地域に成立した中耕農業では、夏に地中の有機物が分解し、もし、夏に休閒して地表を覆う作物がないならば、それらの有機物は降雨によって流出し、地力が低下する。その上、翌年から、雑草の繁茂がはげしくなり、除草に多くの労力を要するようになる<sup>(86)</sup>。自然条件に規定された4つの農法のうえに、労働手段等その時代の生産諸力が適合したとの認識である（動態的風土論<sup>(87)</sup>）。

このようなもとでは、前者は低い労働集約度で一定の収量水準に達してしまうが、後者は高い労働集約度で高い収量を得ることができる。すなわち、「休閒農業における発展方向が労働粗放化（機械化）の方向を目指し、中耕農業における発展方向が労働集約化（道具化）の方向を目指す<sup>(88)</sup>」ことになるのである。

古代から中世、そして近代（資本主義社会）への変化（農業革命）の過程においても、4つの農法の基本には変化はないが、「休閒農業における農業生産力の発展が労働粗放化（経営規模拡大→機械化→労働力雇用）にむかい、中耕農業における農業生産力の発展が労働集約化（労働者を雇用して自己経営をするより、小作人にまかせる）<sup>(89)</sup>」に向かったのである。すなわち、前者は大きな機械装備のための資金を必要として農業資本家の形成とここで働く農業労働者の形成を促し、後者は道具のため資金を必要とせずに資金のない小作人の形成を促し、地主の不作化をもたらした。やや単純化していえば、欧米型の大規模粗放経営の前者と、アジア・日本型の小規模集約経営の後者といえよう。

今日に時代を戻して敷衍すれば、休閒農業とは違って「中耕農業においては、なかなか〔収穫漸増の一筆挿入〕限界点に達しないから、経営規模を拡大するよりも、労働の集約化がすすめられる。もともと中耕農業では、労働を集約しなければ、農業そのものが成立しないのである。土地面積を一定にして、労働の投下量を増大するならば、その増大した労働を年間を通して平均化するために、経営を複合化する必要もまた増大する<sup>(90)</sup>」ということになる。しかし、戦後日本の農業近代化はこれと反対の、すなわち国際分業により稲単作を進めつつ休閒農業の原理側に立っていたと理解される。

飯沼博士のこのような着想と展開には異論もある。農法概念を「農業近代化の段階移行の歴史的な範疇として提起した」加用信文博士は、次のように指摘している。「風土と歴史的要素と結合した除草体系の類型として撰取して、その主として歴史的な展開を追求する方向が正しいと考える」立場からは、自然的な植生力が旺盛で雑草と作物の競合が強いため作物の立毛中に除草のための中耕を必要とする風土と、反対の理由で中耕を必要としない風土という「超歴史的な両類型が固定化され、社会的な発展においても、両者の異質性が宿命的に規定されるとみるのは、明らかに風土決定論と解するほかない<sup>(91)</sup>」としている。とはいえ、「見落とされていた重要な風土的差異の発見という面」では高く評価している。

両者は、農業が風土や気象条件から大きな影響を受けるという点では共通する。このように農業は「自然・生物多様性」を基底に立脚して

(86) 同上, pp.16-17.

(87) 「風土というものは、人間の力でほとんど変えることのできない自然のワクではあるが、しかし、それをどう利用するかは、人間の側の主体的な条件（端的にいうならば、資本と労働の在り方）のちがいで変わってくる」という（飯沼二郎『風土と歴史』（岩波新書）岩波書店, 1970, p.8.）。

(88) 飯沼 前掲注(84), p.18.

(89) 同上, p.70.

(90) 同上, p.795.

(91) 加用信文『日本農法論』御茶の水書房, 1972, pp.97-104.

おり、この基底を変えることは不可能である。多分に環境制御可能な「施設＝加工型農業」は別としても、「土地利用型農業」は自然的・社会的諸要素のうえに成り立っており、これを踏まえてこそ農業構造の改善の可能性は出てくる。諸要素を踏まえない急進的な貿易の自由化、市場メカニズムの徹底化は、耕作放棄の増大、農業生物多様性の後退、農村景観の破壊等をもたらすことになるであろう。

### おわりに―「多様な農業の共存」の可能性

これまでみてきたような論点からすれば、多様な社会の存在、そのなかに多様な農業が存在するというのが素直な理解である。「農業の多様な共存」に合理性はある。各国・各地域には、社会・歴史・文化多様性、経済制度多様性、自然・生物多様性とともに入々の多様な暮らしや「農の営み」がある。「農産物市場」制度の変更

(完全自由化)は、3つの多様性にも変更を迫ることになるが、自然・生物多様性及びこれを基底とする農業という側面にとくに配慮が必要であろう。

市場のルール・制度は大切なことではある。それだけにそれを変更する場合には、各国・各地域の民主主義の政治制度と社会保障の制度(社会・制度の多様性)を考慮に入れつつ、単に効率(資源配分)という視点からだけでなく、正義(所得や資産の分配)・卓越(人間の資質の向上に向けた資源利用)の視点にも十分に配慮したものであることが大切であろう。農業の場合、自然・生物多様性、環境に直接・間接に多大な関係にあることを考慮すれば、むしろ正義や卓越が優先されるべきとの見方もできるであろう。

(やぐち かつや・専門調査員)